

平成27年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成27年3月2日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

5番 酒井要君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 齋藤則男君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 川崎直文君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
企画財政課	長	山口真君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	帰山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	太喜雅美君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顕浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	清水満君
書	記	吉川貞夫君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに7日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（川崎直文君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 平成27年度第1回目の定例会議の一般質問に当たり、トップバッターとしてこの場に立たせていただきますこと、まことに光栄であります。同時に緊張もしております。こうした緊張の中で、通告に従いまして、永平寺町の地域創生への施策についてと題しまして質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

国は、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げると公約しておりますが、国が求めている真の目的は地方の自立と経済基盤の自立であり、同時に経済政策の立案能力の自立、そして有望な人材とリーダーの育成を求める。そうした中で各自治体が独自に立案した要望を国が受け入れ支援するとしておりますが、永平寺町におきましては、こうした自立型施策に対しまして、今後どのように模索しているのかについてお伺いをいたします。

初めに、テレビや新聞紙上では盛んに地方創生という言葉が飛び交っておりますが、この地方創生についての説明会はあったのかどうかについてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

これまで、地方創生に関しての地方自治体向けの説明会でございますけれども、

詳しく申し上げますと、1月13日に福井県主催でまち・ひと・しごと創生総合戦略等に関する説明会、1月15日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部主催で地域ごとの人口、経済データの利用及び推計方法等に関する説明会、1月21日に財務省北陸財務局主催で、地方創生に向けた施策等についてをテーマとした財務行政セミナー、2月4日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部主催でまち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する説明会、2月9日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部、経済産業省、経済産業局主催で地域経済分析システムに関する実証説明会が開催され、また、一般の方々向けにも、2月22日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部主催の地方創生フォーラムが小松市で開催されました。

以上の全ての説明会に担当職員を派遣していますし、個別に、福井県、まち・ひと・しごと創生本部と緊密に連絡をとっております。さらに、地方創生、国の総合戦略や長期人口ビジョンに関する政府広報番組もDVD等で配布されておりまして、議会の皆様にもごらんいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 川治君。

○15番（川治孝行君） ただいま第6回の説明会があったと伺いましたが、地方創生に関する地方財政支援は、地方からの提案に基づき採択されるのか否かについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） まず、地方創生に関する財政支援の仕組みについてでございますが、平成26、27年度に係るものにつきましては地域住民生活等緊急支援のための交付金にて措置され、永平寺町においても平成26年度3月補正にて3,300万円を計上をしております。平成28年度以降につきましては、地方創生に関する経費に充てる新型交付金の創設と地方財政計画によって措置がなされる予定でございます。

次に、平成26、27年度の地方創生に対する財政支援の採択内容につきましては、平成26年度3月補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金事業として申請をしているところでございます。また、平成28年度以降につきましては、平成27年度に策定予定の永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容によって採択される予定となっております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地方創生は、安倍首相の名前とエコノミクスとを掛け合わせてアベノミクスと呼ばれるようになりましたが、そもそもアベノミクスの基本方針は、大胆な金融政策いわゆる金融緩和と、そして機動的な財政政策いわゆる公共事業、また民間投資を喚起する成長戦略の三本柱となっておりますが、当永平寺町におきましては、これらをどのように捉え施策を立てていくのかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 地方創生の狙いでございますけれども、都会の人やお金を地方へ持ってくるということだろうと思います。そのことは、国も国の総合戦略の中で明確に打ち出しているところでございます。

永平寺町における地方創生の基本方針は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、永平寺町に地方版総合戦略である永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込んで実施をしていくところです。永平寺町の総合戦略は、国の総合戦略と同じように、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視といった政策5原則をもとに、「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」といった4分野に分け、永平寺町の実情、現状を詳しく分析し検討して、永平寺町には何が必要なのかを見据え、スピード感を持って策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地方創生にちなんで、国は地方版総合戦略の手始めとして、地域の消費喚起として生活支援型に3,900万円、そして地方の活性化を促す地方創生先行型として、地方が自由に事業設計ができる永平寺町への配分額といたしまして3,300万円が配分されたと先ほども説明がありましたが、そもそも地方創生先行型って何なのかよくわかりませんので、説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 地方創生先行型とは、地域住民生活等緊急支援のための交付金の一つの形式として措置された交付金名称でございます。

本来、地方創生の取り組みについては、地方版総合戦略に基づき計画的に実施

されるものでございますが、地方版総合戦略の早期策定と地方創生に関する優良施策の早期実施を図るため国の平成26年度補正として措置された交付金で、永平寺町では3,300万円を3月補正として計上しております。地方創生に関する取り組みを総合戦略策定前に先行して支援する交付金という意味で、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型ということでなっております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、地方創生先行型の次に来る地方版総合戦略型と先ほど申しましたが、この件についてよくわかりませんので、お願いしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 地方版総合戦略ということでございますが、地方版総合戦略とは、平成26年12月27日に策定されました国の総合戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版という位置づけになります。

国の総合戦略は、2060年に人口が1億人程度確保できることを目標とした長期人口ビジョンを達成するために、2019年度までの5カ年の国の戦略を定めたものでございます。

永平寺町においても、町の実情に合わせて将来人口や人口動向を推計し、その内容を反映した形で、平成27年度中に永平寺町の今後の5年間の永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する予定でございます。永平寺町の総合戦略の内容としては、町の中長期にわたる人口ビジョンと、それを踏まえた基本目標、基本的方向、具体的な施策を盛り込む予定でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地方創生は当町の地域創生であり、自治体の役割は大きいと思いますが、現在計画している事業が、今後の政策で取り組む地方版総合戦略事業として取り組むことができるのか否かについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 総合戦略の目標として、仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりといった4つの分野を幅広くカバーすることが求められております。

永平寺町の現状にとってそれぞれとても重要な分野でございますので積極的に

取り組んでいきたいと考えておりますが、総合戦略の基本的な考え方として、建設事業などのハード事業中心ではなく、制度や仕組みの創設といったソフト事業を中心として策定することとなっております。国の総合戦略についてもソフト事業中心の戦略となっております。そういったことから、現在永平寺町が計画している全ての事業、取り組んでいる全ての事業が総合戦略事業として取り組めるわけではございません。

しかし、永平寺町の将来を見据え、独自性、地域性を生かし、仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりに資するよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 現在計画している事業が総合戦略事業として、今、一部取り組むことができるならば、近隣住民のみならず町民への広報及び啓発が必要かと思っておりますが、町民への広報と啓発について伺います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 現在永平寺町が計画しております全ての事業、取り組んでいる全ての事業が総合戦略事業として取り組めるわけではございませんが、永平寺町の将来を見据え、仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりに資するよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、総合戦略を推進するに当たって、プラン・ドゥ・チェック・アクションといえますPDC Aといったサイクルを回していくことが強く求められております。このPDC Aサイクルの実行には、議会の皆様、町民の皆様の協力が不可欠でございますので、その点からもしっかりと広報、啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 松岡織物会館跡地に計画されております永平寺町「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」事業は、松岡公園との動線を図った事業化かと思っておりますが、この事業の目的や意味につきまして広報及び啓発が行き届いているか否か。また、この集客についてはどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」、この本

プロジェクトにつきましては、昨年9月に県の採択を受けまして、10月2日に県庁において県と合同で記者発表を行い、翌日の新聞で事業概要いわゆる素案が掲載をされております。また、今年度の町の広報紙で住民向けに広報を行いました。

現在の状況としましては、2月23日に最終回の第5回プロジェクト計画策定委員会が開催され、いろいろな意見をいただき、取りまとめを行っているところでございます。3月中には、プロジェクト計画書として町長に提言される予定になっております。その後、町のホームページなどで改めて広報する予定になっており、広く住民の皆さんに周知したいと考えております。

次に、集客についてでございますが、北陸新幹線金沢開業や中部縦貫自動車道の部分供用など、地域を取り巻く高速交通体系が大きく変化する中、大本山永平寺の玄関口に位置する特性を生かし、本山との連携を図りながら禅の心を演出していくことや、清流九頭竜川の恩恵による地域独自の食や伝統的ななりわいである酒づくり、地域ゆかりの歴史など、誇るべき地域の素材に光を当て、永平寺らしさを推進することで交流人口の拡大を図り、地域活力の創出と誘客を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 永平寺門前にぎわいと活力ある街並み整備事業は、福井国体に備えて福井県と永平寺町及び大本山永平寺がおのおのの区域を分担し、観光地としての環境を整え、多くの観光客を誘致するとしておりますが、莫大な公共事業費を投資し、行政が計画した事業を強制的に進めるだけでは、地域住民は行政いわゆる県や町が整備することが当たり前と思うのが現実であるかと思えます。これでは、自分たちの地域を自分たちでよくし、多くの観光客を集めようとする意識の向上は今後とも望めないのではないかと思います。旧態依然とした駐車場への車の奪い合いやお客の奪い合いをしているさまは、まさに生きるか滅びるか以上に危ない危急存亡のときではないかと思います。

個人主義から脱却し、門前町がお客さんに喜んでもらえる、また来たくなるまちづくりを目指した自立心と意識の向上を図ることが地域創生につながるかと思えますが、今後どのような対策をとるのかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今ほどのご質問でございますが、門前のにぎわい創

出につきましては、ハード面につきましては、先ほどお話しいただきましたように、福井県、大本山永平寺様、そして永平寺町と持ち分を分担させていただいて整備することとなっておりますが、今ほどおっしゃられましたソフト面の対応につきましては、地元が主体となった対応、自分たちが考えて行動していただくように、これまでもお話をさせていただいております。

また、既に門前地区におきましては、禅の里まちづくり実行委員会が組織されてございます。これまでも門前地区におけるまちづくりについての勉強会なども幾度となく行われております。町といたしましても、この禅の里まちづくり実行委員会の活動を側面的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地域創生はさまざまな地域連携に関する取り組みが必要ですが、永平寺温泉と道の駅を取り巻く地域の連携は必要欠くべからざる要因と考えますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今現在、道の駅につきましては指定管理者の募集を行っておりまして、その指定管理者の募集要項の審査基準に、地域経済に潤いを与える新たな活力、町内経済への波及効果ということを記載させていただいております。また、仕様書には、管理運営に関する基本方針としまして、地域の特産物を優先して取り扱う、また地域住民の声を優先的に行うこと、地元の観光関係者、関係団体との連携、協力を努めることということで、これらに沿った提案をいただいた指定管理者に決定したいというふうに考えております。また、町の特産物や観光資源を生かして人を呼び込み、地域に仕事を生み出す拠点ということで地域の活性化につながるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 商工業、農林業などの活性化を目的に商工農のおおのの補助金で建設された施設が現在数多くあるかと思いますが、これらを活用し、総合的な視野を持って取り組み、魅力、活力ある永平寺町を目指すことが必要かと思いますが、現在の公共施設の利活用を取り組む施策があるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今ほどのご質問でございますが、まず商工観光課長ということでお答えをさせていただきますと、私どもが管理しております施設につきましては、浄法寺山青少年旅行村、吉峰寺キャンプ場、それと町営駐車場がございます。この中で吉峰寺キャンプ場につきましては、現在、活用検討委員会なるものを組織させていただき十分検討をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 続きまして、農林課所管の施設でございますが、まず松岡地区におきましては2つ施設がございます、吉野地区にあります松岡多目的集会センターとごおう荘、それと御陵地区にあります松岡農業構造改善センターということで、これは主に地域公民館活動に利活用をいたしております。

また、永平寺地区におきましては、志比北地区にあります永平寺生活改善センターと南地区にあります永平寺農家高齢者創作館がございます。これにつきましても、地区の公民館活動、また近年では児童クラブの施設として利用をいたしております。またもう一つ、永平寺林業振興集会センターがございます。これにつきましては、吉田郡森林組合の事務所として活用をいたしております。

次に、上志比地区でございますが、上志比農業構造改善センター、それとニンキーの館がございます、農業構造改善センターにつきましては、地域の集会の施設として利活用をいたしております。また、ニンキーの館につきましては、地元の特産物の販売所とか、それと公衆用トイレとして利活用をいたしております。

また、今後の施設の利活用等につきましては、町全体として、公共施設の利活用ということで協議、検討をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 総合戦略、地域創生は、町からの押しつけだけではなく、町内3地域の松岡、永平寺、上志比地区のおおのの個性を生かした町内各地域からの提案や応募を募るとともに、手挙げ方式などを採用し、やる気のある地域を支援すべきかと思いますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定す

る際には、地域ごとに懇談会を開催し、地域の皆様のご意見を地方版総合戦略へ反映していく予定でございます。

また、総合戦略につきましては、議会と行政が車の両輪となって推進することが重要なことから、総合戦略の策定、効果検証といった各段階にあつては、議会の代表の方にも参画をいただき、さまざまな角度からご意見をいただきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地域創生は地方自治体の覚悟と自主的な政策と英知が求められておりますが、地方に不足しているのは予算だけではなく人材であることから、今後の職員の人材育成の研修及び現場における実践活動の実施についてお問い合わせをいたします。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 地方創生は、地域の独自性を発揮し、頑張る地方を国が支援すると唱えております。そのことから、平成27年度に永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画策定に取り組む所存でございます。

この取り組みの中では、職員には、町の将来を見据えたさまざまな考えを出して連携し、効率よくチーム永平寺町役場としての施策の遂行に当たります。特に職員の研修についても、人材育成を目的として、全国市町村研修財団市町村職員中央研修所等の研修で得たことを業務に生かしていきたいと思っております。昨年にも「長期ビジョンの策定と地域づくりの実践」という研修等にも職員を派遣するなどして計画策定のところに生かしていきたいと考えております。

今後におきましても、職員に研修に積極的に参加させて、研修で学んだことを業務遂行に生かせるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 町内の各地域における事業の必要性、また概要や地域の特性や資源などは町内3地域ごとに違うことから、各地域において、みずから考え、みずから行う地域づくりを考察し、みずからが推進する人づくりを進める地域提案型事業への模索と方策が必要かと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） みずから考え、みずから行う地域づくりといたしまして、町民参加型のまちづくり団体「永平寺町未来会議」を昨年7月に設立させていた

いただいたところでございます。この永平寺町未来会議は、会員の方の意見や民間の発想を会員の皆様から聞いて町政の参考及び施策に反映することを目的としております。会員数でございますけれども、3月1日現在では36名の方が入会していただいております。

会議は現在までに5回行っており、3月中にも6回目を行う予定となっております。また、町内会や団体、グループと町長が身近なまちづくりに対しましての話し合いを行うすまいるミーティング、これらについても町政に対する忌憚のないご意見をいただいているところでございます。

また、支援事業といたしまして、町内会、地域振興会、各種サークルが主体的に実施いたしますまちづくり活動を支援いたしますわがまち夢プラン育成事業もこれらの人づくりのため、地域づくりの重要なものと考えております。

さらには、今ございます永平寺町90地区で組織されております自主防災組織においても、これらも重要な地域づくりの主役となるものでございます。地域振興を図るため各地区に公民館主事を配置しておりますが、職員も公民館主事と一体となって地域振興会の活動をサポートしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地域創生は、観光を強化し地域の魅力を見直すことが必要とありますが、同時に、地域の個性を見出し地域ブランドを高めることも必要となりますが、これらの施策についてはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今ほどの問いでございます。

地域ブランドということについて考えてみますと、これは地域発の商品、サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけて好環境を生み出し、地域外の資金、人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ることと定義されております。

永平寺町には、ご存じのように、すぐれた全国に発信できる地域資源がございます。この資源を磨き上げること、それと町内に住んでいらっしゃる皆さん方にもこのイメージを高めていただくこと、あわせて広く町内外に情報発信していくことが重要かと考えております。いろんな場所でいろんな機会を逃さず、ブランド力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、ブランドにつきましても、これは信頼関係でもあります。商品やサービス、デザイン等についての質の高さ、品質の向上にもこだわってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地域創生は、地域が抱える問題を探ることが必要かと思いますが、町内各地域の問題点についての調査についてお伺いしたいと思いますが、現在進めている事業及び完成事業箇所の追跡調査に基づいた総合戦略の地域創生が立てられるかと思いますが、調査の結果についてはいかがでしょうか。伺います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 平成27年度中に策定を予定しております永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標として、先ほども申し上げましたが、仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりといった4つの分野を幅広くカバーすることが求められております。

総合戦略の基本的な考え方として、建設事業などのハード事業中心ではなく、制度や仕組みの創設といったソフト事業を中心として策定することとなっておりますが、地域が抱える問題を探るために、平成26年度3月補正予算の中で永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基礎調査業務委託料921万3,000円を計上しているほか、策定に当たっては、地域ごとに懇談会を開催し、町民の皆様の声を総合戦略に生かしていきたいと考えております。

また、完了事業の追跡調査の一つとして一例を申し上げますと、永平寺口駅周辺整備事業及び永平寺線跡地遊歩道事業の事後評価を実施しております。これら都市再生整備計画事業につきましても、事後評価として整備状況や計画目標の達成状況等を記入した事後評価シートを作成し、事業評価委員会で評価をしていただくことになっており、今後のまちづくりに関しても意見をいただくことになっております。その際の意見は総合戦略策定の参考にさせていただき、今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 地域の創生は、まず人を動かすこと、そしていかにして動きたくなる意欲を出してもらうかを考えることが必要かと思いますが、現在の行

政指導型でいいのか否か、また今後の住民を動かす施策について何かありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 現在の町の各事業、行事等におきましては、行政が何をどれだけするか、つくるかといった、いわば行政指導型で計画実行を達成させているのが多くございます。その結果、事業の達成度により住民の皆様からいろいろな反省、改善策などのご意見をいただいております。

このような状況を回避するためには、住民や団体が主体となってみずからイニシアチブを発揮し、プランを描いて取り組むことが基本であると認識しながら、あくまでも住民が主体となり行政がそれを支えていく体制を整えるべきかと考えております。そのためには、住民一人一人が意識を持って、自主的、積極的に行事等に参画し地域間交流をすることが地域づくりの活動拠点となり、また地域活性化につながるものではないかと考えております。

次に、住民を動かす施策についてですが、これも同様なことが言えるのではないかと思います。住民みずから動いていただくためにできることとして、現在行政指導型で開催しているイベントの中で似通ったイベントは統合して開催したり、地域間連携を図りながらイベント時期の集中を避け分散させて開催するなど、住民の参加意識、参画意識の低下を防ぐために参加しやすい事業に見直していく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 最後に、地域創生は、仕事の創生、そして観光の創生が模索されますが、現在及び今後推進していく総合戦略地域創生の計画の施策について総合的に伺いたいと思います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 現在、平成26年度3月補正、地方創生先行型事業で県外観光誘客事業401万円、外国人観光誘客事業565万円を計上しております。これは、観光振興による誘客、仕事づくり、人の流れづくりといった好循環を目指すものでございます。

平成27年度に策定予定の永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、永平寺町の独自性、特色である大本山永平寺や九頭竜川などの観光資源、福井大学や福井県立大学といった教育機関の立地、北陸自動車道や中部縦貫自動車道の開

通なども十分考慮したものにしていきたいと考えています。特に観光資源の活用の点からも、総合戦略策定に当たっては、町民の皆さんの意見はもちろんですが、加えて、県外、都会の方々からの意見も積極的に取り入れていけるような仕組みを考えてまいります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この地方創生につきましては、今現在、国がこの5カ年の中で、2060年には、このままいくと日本の人口が八千数百万人になってしまう。この地方創生を行うことで1億数百万人にまでとどめたい。そういった中で、今、地方創生を行わなければいけないということになってきております。そうした中で、国は年間6万人地方へ人を出して、5年間で30万人都会から人を出す。そのために、まず地方のほうで受け皿といいますか、働く場所であったり子育ての環境であったり、そういった環境づくり、また先ほどおっしゃられた経済効果、アベノミクス、こういったことに対しましても、そういった流れの中で地方に観光の面であったりいろいろな面で波及してくることとなります。

ただ、国は、もちろん大臣がおっしゃられているとおり、頑張っている地方が何度頑張っても大した国の支援を得られないのではないのかというふうなことは行わない。しっかり頑張っている地方を、この戦略をもとに精査していくとしています。この戦略におきましても、5カ年の計画でしっかりとした数値目標の設定も求められています。

今回のこの戦略は、町民の皆さん、また関係団体の皆さん、それにあわせて金融機関、またメディア、そして町外からの視点、そういったいろいろな面でこの永平寺町の独自性、もう横並びではなく、この永平寺町がどういうふうこれからに向けて、将来に向けて取り組んでいくのかという非常に大事な戦略になってくると思っておりますので、また、今回につきましては、もちろん議会の皆様も議員の皆様もこの戦略の策定に参加していただいて一緒にしていく。

そしてもう一つは、先ほどのPDCAサイクル（プラン・ドゥ・チェック・アクション）、これも行政と議会だけがするのじゃなしに、そういった参加してくれてみんなで作った人たちと一緒にこのPDCAサイクルが回るような、そういった取り組みもしっかりと戦略の策定の中でつくっていかなければいけないと思っておりますので、またご協力、ご指導よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

全国各地を初め、当永平寺町におきましても人口減少、高齢化に直面している現在、官民一体となって各地域がそれぞれの地域の特色を生かした自立的で持続的な永平寺町を創生できる施策を期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、17番、多田君の質問を許します。

17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 昨日は中部縦貫自動車道と福井北ジャンクションの直結開通式、また新幹線の福井までの前倒し予算と、本当に未来と夢の中で現実性を帯びている中、我が町、この永平寺町を顧みますといろんな課題が山積しております。浮かれているのだろうかと思うときがあります。足元を見る意味で、今回、2点に絞って質問をさせていただきます。

納税還付金は県下市町においても数少ない制度と承知をしておりましたが、昨年の暮れに、議会に一切の報告もなしに、今年度から還付金制度廃止を区長に提示したそうであります。

ある集落では、初集会で区民に町の納税の意向を示したところ、収納月での回覧も今までは、今月は6月31日に納期限がありますのでそういう回覧とか、そういうしていたところもあるそうでございますが、本当に区の役員はもう責任もないので楽になったと、こういうような声も聞きました。中には、どうせ納めない税金ならば、一遍に納めたら少しでも安くしてほしいと、こういうふうな話も話題になったそうであります。私も、商売している人とか特別の事情のある方は別として、気分よく税金を納めていただく手法かとも思います。

住民に町の実情を報告するためにも、初めに、町の90集落に対して、昨年度の各区への納税還付金の3%、また1%支払い、この支払い納税組合の数とその還付金の支払い額をまずお尋ねをします。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（帰山英孝君） 納税組合奨励金制度につきましては、納税組合を通じての納付書の配布や納税の催告について、多くの納税者の方々から個人情報保護に反する行為ではないかとの問い合わせやら苦情が寄せられたところでございます。これを受けまして町の顧問弁護士に相談したところ、法に反する行為であるので早急に廃止をするようにというような指導をいただいております。このこと

を受けまして、11月末に納税組合長会議を開催し、組合長さん方の意見を拝聴いたしました。廃止に反対のご意見はなく、ご理解を得ることができました。

平成25年度の納税組合奨励金の支給の実績でございますが、3%支払いの納税組合は、全59組合中の2組合で、奨励金額は69万8,241円でございます。同じく1%支払いの納税組合数は59組合中20組合で、支払った奨励金額は、合計しまして205万6,926円でございます。合わせまして、22組合に対して275万5,167円の奨励金をお支払いしているところでございます。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 今、担当の課長のほうから種々いろいろと説明がありました。昨年の春でしたか、議会と語ろう会の会場でこの納税還付金制度が実は話題になりまして、私と一緒に松岡地区の議員も同席して還付金を出すこと自体が不公平と言っていたことに上志比の区民の方は本当に首を傾げており、地域性をもろに感じたと思ったところであります。

今回のこの施策でございますが、昔から風が吹くとおけ屋がもうかると、こういうふうな昔のことわざにもありますが、この6つの過程を経ておけ屋がもうかるにたどり着くことわざでもあります。県下の市町の廃止、先ほど顧問弁護士に聞いたら個人情報問題とかいろいろあると説明がありましたが、納期限までに入らない場合には追徴課税で対応すると、こういうふうなことも納税組合の場です。本当は実施に向けてそういうことも考えているのなら、これはまた追徴課税問題でもめごとが発生しそうです。

旧上志比村の現役時代、私は主に現業関係に配置されておったわけですが、新年度早々、5月ごろに工事を発注をしたら当時の収入役から、税金もまだ一銭も入らないのに金がどこにあると、実はそういうことで叱られた覚えがあります。私はそのときには、地元にはそのまま言えませんが、春は農繁期の始まりで春工事をすると田づくりに影響するので、農繁期が終わったら発注しますと、こういうふうな言いわけをした記憶があります。

個人情報がかばれ、納税また滞納問題には苦慮していると思いますが、3町村合併して、滞納問題は地域間で住民の誰しものが不満感情として浮上して納付還付金制度の廃止は私は決して上策ではないと思います。

これから高齢化が進む中、現在、高齢者のひとり暮らし、また4人に1人の割合で認知症が進む中、地域住民の協力なしで収納率向上は大変困難かと私は思います。代替策も検討しないで、職員で収納の向上に向けたティッシュペーパーを

スーパーの前で配ってもただの啓発に、私は解決策にはならないと思います。

合併前に旧、上志比では、6月末に新年度分の税金を前納した場合、見返りとして税金の何%かを前納報奨金として個人の方に還付の実施をしてみいました。また、翌年の2月までに各区の税金が入れば、それに対してもそういう還付の納税をしたわけでございます。区も本当にこの金額については区の必要経費に充てて、地域挙げて納税義務に区民に実は徹していたわけでございます。

今議会に、県の地域生活緊急支援交付金のプレミアム商品券の発行事業を提出しておりますが、家庭の食卓の一時的なばらまきにすぎないと私は思います。

連日、中国人の爆買いがテレビで毎日放映されておりますが、当町に見合った財政支援策として、新年度早々の6月末に前納した場合には前納報奨金、またその前納報奨金を地元商業者とリンクして商品券を発行すれば一石二鳥で、今回の納税還付金廃止に対する緩和策、また地域経済の活性化につながるのではないかと。本町独自でもいい。先ほど答弁されました前納報奨金、今言う還付金じゃなしに前納報奨金制度を実施できないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（埴山英孝君） 収納率の低下に対しましては、全町的な収納率向上の取り組みを計画しております。また、それに伴う予算も拡大したところでございます。

全期前納報奨金制度につきましては、かつては年度当初の資金の調達方法としての意味もございました。しかしながら、今では地方交付税の納入時期も4月の下旬となっており、年度当初の資金調達方法としての意味合いも薄れてまいりました。また、一括納付する資力のない方に恩恵を及ぼさないことから、経済的弱者にとっては非常に不公平な制度であったと言えます。さらには、町県民税に限ったことではございますが、給与あるいは年金から天引きされる方にはこの制度の適用を受けられないという問題点もございます。上記の理由から、永平寺町では平成21年度から全期前納報奨金制度が廃止されました。

ご提案をいただきました商品券による前納報奨金でございますけれども、町税の全額納付を促すとともに地域経済の活性化につながる素晴らしいご提案であるとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、不公平感が残る等の理由から商品券の配布は困難と考えておりますので、ご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 先ほど、町の財政は地方交付金がある一定期間ごとに実は入ってくるのでいいとか言いましたが、これは、国、県の補助金は大体翌年度の3月に入ってくるわけでございまして、それまで町がその金を立てかえして支払う、こういう制度でございまして。私、弁明はしませんが、会計課あたりもかなりこの金のやりくりにつきましても大変苦慮しておりますが、そういったことも考えて、ひとつ住民の声としてそういうふうな声もあるという形で私は質問をさせていただきました。

続きまして、2点目でございます。空き家を町支援で学生の共同住居にという形で、今回、2点目の質問をさせていただきます。

今議会でも国の地方創生戦略にどう町が乗り切っていくかというふうな、先ほど同僚議員も質問をされておりました。

今回につきましては、空き家対策については国の前向きな施策でもあり、今議会でも町のほうから適正管理の町の条例制定案も打ち出されております。私は、この条例に該当しない、崩すには、壊すには惜しい家、もう少しお金をかけてもいい、町の人口増に役立てないかということによくよく考えました。

現在、都心では共同生活いわゆる、女性の方が多いと聞いておりますが、シェアハウスが注目されております。この松岡地区、上志比地区については、自然豊かな九頭竜川でアユ釣りの好きな方がこの町にほれ込んで、住みたい、また住んでおられると新聞記事でも知ったわけでございまして。現在、大体県大周辺のマンションは月の家賃が約4万円余りと聞いておりますが、光熱水費を入れると、食費は別にしましても年間約70万以上の金を両親が準備しなくてははいけない。特に親元を離れ学生生活を過ごしていく中、家賃が安く上がるのは最大のメリットでもあります。

町は昨年、空き家の持ち主にアンケートを実施したと思っておりますが、持ち主の意向も含めどのような回答があったのか。特に人に貸してもいいという回答はなかったのか、初めにお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 空き家に対するアンケートの実態調査の結果ですけれども、賃貸または売却というような意向の所有者の方が2件ございまして、そのうち空き家バンク登録希望者が1件ありました。もう既に町のホームページのほうに登録は済んでおります。また、そのほかの回答といたしまして、親族が同居しているということで将来は空き家バンク登録を、現在は住んでいるということで

将来は考えてもいいというような回答が1件ありました。

また、その逆に、定期的に管理に向いているということから空き家ではないというような感覚を持っておられる所有者の方、また別荘、セカンドハウスとして利活用しているというような方、また、今は空き家ですけれども、親族、親戚が使用する予定であるといったことや、他人に貸したくないとか、仏壇がありまして月命日にはお参りにきているため賃貸とか売却の意向はないといったようなことで、そういった人に貸したいというような希望の回答というのは少数だったということでございます。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 先ほども同僚議員のほうからいろいろと説明があったわけですが、地方創生戦略、これは、まち・ひと・しごとと言われてますが、これは各自治体の人口増を目指す転入人口の奪い合い合戦だと私は思います。

今議会の当初予算にも若者定住促進で人口をふやす施策が打ち出されておりますが、この制度で、松岡地区は福井市と隣接しておりますので人口増は見込まれますが、上志比、永平寺地区は宅地造成で本当に安い宅地ならば見込めますが、自然増はなかなかたやすいものではないと思います。この崩壊寸前の空き家をなくして、環境問題を重視するのも行政の役割でございますが、この松岡地区の学園都市を生かし、県と町が連携し、至って新しい空き家に大学生、また専門学校で学生さんをシェアハウスとして住まわせてあげるのも人口増の対策かと思うわけでございます。

空き家といっても水回りが利用もされてないと本当に若い人は見向きもしませんので、空き家の持ち主に主にリフォームの経費の助成、また学生入居者へのコミュニティバスの無料券とか永平寺温泉の割引券、また年に一度のおいしい地酒のプレゼントなどをあげて、町挙げて学生を歓迎するのもシティセールスの役割ではないかと思うわけでございます。

もちろん町に転入手続をした方に限りませんが、卒業後、町のよさを理解してもらえれば就職、また結婚も、第2の人生も当町で過ごしていきたいと思わせる地道な施策に向けて検討していただけないのか、再度ご所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 人口増をいろいろ考える中で、やはりこの永平寺町、学生のまちであります。今いろいろ調査しているんですが、なかなか見えてこないところ

ろもあるんですが、まず学生さんが県外から来られたり永平寺町に住まわれる。これは教授とかそういった方のお話の中で正確な調査ではないんですが、その中で、1年間住んで車の免許も取って、今度はなかなか食材を買う、自炊するのがちょっとあそこの地域では困難だとかアルバイトをするところがないとか、そういった理由で町から福井市のほうへ行ってしまうという、そういった声も聞いております。どれぐらいの割合でどれぐらいの学生さんが1年単位で外に出ていかれるのかというのを何とか今ちょっと調べたいなと思っているんですが、やはりせっかくこの学園都市です。学生さんがこの永平寺町に住んでもらえる、それが永平寺町らしい人口増の大きな対策の一つになると思っています。

昨年、福井大学とは包括協定を結んでおりますし、県立大学さんからいろいろなボランティアとかそういったのもしていただいています。もう少し、もう一步、学生さんとの永平寺町がコラボといいますか、何かそういったいろいろなお話をしながら大学と連携をとっていく仕組み、そして学生さんがどういったことを求めているのかとか、この永平寺町で起業を起こしていただくにはどうしたらいいとか、そういったお話もさせていただきたいと思っております。

今ほどの議員の提案、空き家を利用した、今はやりのシェアハウスとかそういったことも一つ検討していきたいと思いますが、私たちが見ている空き家と所有されている方の意識がちょっと違うところもありますので、こういったこともしっかりと把握しながら考えていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 本当に当町は、今、商工観光課でも大学生の新学期時分に、両親といいますけど片親だけ、お父さんかお母さんどちらかと生徒さんが観光バスで町内の文化施設もいろいろと視察とか、そういう歓迎の行動もやっているんですね。

私も今言うのは、これだけ本当に、町長のほうから、このごろの学生は自炊をせんさかいなかなかという、これは本当に身もふたもあかないわけでございますので、やはり女の人、女性の方はそういう面は、各大学のまちとかこういうところでは意外とたくさんいるそうです。

私も、町長のほうから仕事のアルバイトをするといいますと、確かにその辺の問題もあるのかなと思いますが、それならもう少しそういうアルバイト的なことも、いろんなところと話をして、就職のあっせんじゃありませんけど、そういうこともすれば本当にこういう一時的な人口ですか、ことし国勢調査が行われます

が、この町民の数で、ことしの10月1日の町民の数が向こう4年間の地方交付税に返ってくるんですね。そういうふうな形でやはり本当に、これはどうしても住民票がなければならぬというふうな規則はございませんが、そういう形で町が生き延びるには、そういうことも本当にきめ細かくしていったほうが、先ほど言いましたとおり、永平寺の名に恥ずかしくないおもてなしということも町のアピールになるかと思っておりますので、その辺も十分検討して、今後、地方創生をしっかりとやってほしいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 16番、長岡千恵子と申します。

今期もまた一般質問をさせていただくチャンスをいただきまして、まことにありがとうございます。私なりに考えましたことを一生懸命に述べさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今回、私は、今後の放課後児童クラブのあり方ということと、「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」の内容はという2件につきまして質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、今後の放課後児童クラブのあり方ということでお聞きしたいと思っております。

今年、平成27年度から放課後児童クラブの対象学年が6年生までになることは周知のことです。

そこで、現時点と申しますか、現時点の今後の推移についてお伺ひしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） ただいまのご質問でございますが、今議員さんおっしゃったとおり、ことしの4月から児童クラブのお預かりするお子様ですが、

6年生までが対象となるところでございます。

そこで、26年度の申請者の方及び利用者の方でございますが、現在、2月の未現在でございますが、294名の方の登録者がございます。利用者につきましてはそれぞれの曜日とか、あるいは学年とか学校とかそれぞれ日にちによってまちまちでございますが、平均しますと大体70%から75%の方がそれぞれのクラブに帰っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） そうしますと、今後、ことしから、27年度以降6年生までということになりますと、現行よりもお預かりするお子さんというのはふえますよね。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 今議員さんおっしゃいましたとおり、27年度の申込状況でございますが、319名の方が申し込みをされております。これは昨年度に比べますと25名増加してございます。そのうち、新しく対象となりました5年生、6年生の人数でございますが、5年生が21名、6年生は3名でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 放課後児童クラブの対象年齢が拡大されることによりまして、1月の永平寺町の広報紙に4月採用の嘱託職員募集というのが載っておりました。採用人員は、保育士が10名と、それから児童クラブ指導員3名というふうに記載されていたように思っております。その内容を確認しましたら、保育士は要資格者となっております、児童クラブの指導員には応募要件が何も記載されていませんでした。

私が考えますに、幼稚園も児童クラブも子どもを預かるということに関しましては同じ意味を持つと思います。どうして嘱託職員の応募要件が異なりますか。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） ただいまのご質問ですが、同じ嘱託職員でなぜ応募要件が異なるのかということでございますが、幼稚園の場合、児童福祉法の第18条の4及び第18条の18第1項において、資格を有する者が保育士となるには、県で備えております厚生労働省令で定める事項の登録が必要でございます。

それをもとに知事から保育士登録証の交付を受けなければならないというふうになっております。

一方、児童クラブの指導員につきましては、そのような要件は特に設けてはございません。それでまた、この要件については各地、ほかのところでもそうなんです。設置者によってそれぞれ異なっております。指導員という名称でございますが、場所によっては「学童指導員」とか「学童の先生」、「キッズコーチ」などさまざまでございます。他の自治体の状況も調べましたところ、子育ての経験者とか、あるいは子育て関係に関するボランティアの方、そういう経験があれば要件を満たしていますよというところも多くございます。

ですが、来年度、27年度からは、新制度に伴いまして、国の基準に基づいて本町でも基準を定めたところがございますが、これには保育士とか教員免許を有する者などもございます。あわせてですが、高校卒業者等で2年以上放課後児童クラブの事業あるいはそれに類した事業に従事した者についても一応含まれております。全国のほとんどの自治体は、この国の基準に準じてやっておるところでございます。これら指導員につきましては、当然のことながら、県が行う研修を受ける義務がございます。

今回の募集につきましてですが、広報ではこのような記述はいたしませんでしたが、お問い合わせの際、このような要件は詳しくご説明させていただきまして、4月から新しく指導員をお願いする方につきましては、元教員の方、そのほかに2年以上の指導員経験者の方も含まれております。今後、募集に際しましては、このような要件をわかりやすく簡潔な形で記載するようしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 基本的に何も記載されてなかっただけの内容を見ただけの私にとりましては「え？ 誰でもいいの」と。おんなじように子どもさんを、大切なお子さんですからね。預かっていく上において、家にいたら確かにおばあちゃん、おじいちゃんが預かれば何の資格もなくて、ただかわいいだけで孫を預かる、そういった状況は当然なんですけれども、やはり公的な場所でお預かりすることになりますとそれなりに子どもたちのことを考えて、子どもたちの健康面あるいは生活面、学習面、いろんなことを考えますとそれなりの知識のおありになる方、経験を持たれている方、こういった方が指導員になっていただく

ことが非常に大切なことのように思いました。今の答弁をお聞きしまして、今後そういった方を中心に採用されるということであれば、ちょっと安心して預けていただけるかなというふうに思います。

といたしますのは、やはり預けられるお父さん、お母さん、保護者の方っていいますのは、どうしても自分で子どもを見ることができない。ましてや、勤務時間によりましては6時とか7時とか、そういった夕方とか夜遅くまで仕事についてらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。そういった方は、その後、子どもをご自宅に連れて帰られて宿題を点検したりとかすることは、昨今、本町のテレビ放映がされている中で、なぜ本町の学習力がいいのかというところで、おじいちゃん、おばあちゃんが教えてやって、その後でお父さん、お母さんが宿題のチェックをしているというようなことも公に放送されておりました。その中で考えますと、やはり児童館で宿題をしてきても、お父さん、お母さんは寝る間を惜しんで宿題を点検してらっしゃるのではないかと思います。

でも、そこに教職を退かれた方あるいは教職についてらっしゃった方が指導員として就任していただければ、親御さんが学習の能力を判断する手段として宿題を見ることは非常にいいことだとは思いますが、どうしても時間の都合で宿題を見てやることができない場合でも、ちゃんと正確な宿題を翌日学校に提出することができるのではないかと思います。そういった意味も含めると、やはり今申し上げましたように、そういった資格のおありになる方がその職についていただければ、万が一、事情があって学校の授業についていけないお子さんの補助という形もできるのではないかと思いますので、まことにいい話だなというふうに私は今お聞きしておりました。

ちょっと今お話ししたこととは内容変わっていくんですけども、一つその中でお伺いしたいことがございます。

ことしもインフルエンザがかなり流行いたしました。学校がインフルエンザ等で学級閉鎖や学年閉鎖あるいは学校閉鎖になったときに、放課後児童クラブの対応はどうされていますか。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） ただいまのご質問でございますが、例えば学校閉鎖とか学級閉鎖の場合、当然学校はお休みになります。それは事前に、この日は学級閉鎖になりますよ、学校閉鎖になりますよとわかっている分につきましては、すぐに児童クラブのほうには連絡を入れまして、この日は学校閉鎖、学級閉鎖な

ので学校がお休みですよということで、朝から児童クラブの受け入れをお願いしますということは連絡は行きます。当然その日は朝から児童クラブは行えることになっております。

ただし、インフルエンザにかかっているお子様については、やはりほかの、うつるとかいろんな状況がございますので、そういう場合には来ていただくのはちょっとご遠慮していただいているというところがございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 学校教育課長もしくは教育長にお伺いいたします。

インフルエンザが流行しているときに学級閉鎖や学年閉鎖をする理由は何ですか。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 蔓延しない、防止ということが主な理由になります。今からインフルエンザが流行しかけた場合には、学校長は臨時休校等の措置をとってほかの子どもにうつっていかないように、そういう手だてをするというふうなことが保健法で載っておりますので、そういう手続をとります。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 学校では、インフルエンザが拡大すると予測された場合には学級閉鎖あるいは学校閉鎖といった措置をなさるんですよね。

残念ながらインフルエンザというのは目に見えません。今というか先ほど子育て支援課長は、インフルエンザに感染しているお子様は放課後児童クラブに来ないでくださいというお話がありました。ですけれども、感染していても発症していない子どもさんはわかりません。私にもわかりません。多分恐らく誰にもわかりません。お医者さんにもわからないはずですよ。というのは、インフルエンザというのは、高熱が発症してから24時間以内に鼻の中に綿棒を入れた検査をするとうんぬんかどうかというのがわかるそうなんです。ということは、目に見えないですし、見た目にもわからないですし、風邪とわからないような状況の中でその子がインフルエンザにかかっているかどうかの判断というのはできないんです。

ということになりますと、やはり学校が閉鎖している以上は放課後児童クラブにつきましても速やかに閉鎖すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 考え方といたしましては、当然学校が休校になれば児童クラブもという考え方もあろうかと思いますが、どうしても児童クラブの場合は、やはり日ごろおうちで見れないお子様をお預かりするところがございます。

ただ、そういうインフルエンザにかかっているかどうか分からないということでございますが、もしかかっても分からないというご指摘でございますが、そういう場合も確かにあろうかと思えます。その場合、例えばご家族でそういう風邪を引いている兆候があるとかということであれば、本人はまだ発症しているかどうか分からない、単なる風邪かもしれないという状況において、やはりおうちの方といたしましては、今のところ何ともないだろう感覚だと思います。ですから、そここのところはマスクをしていただくとか、あるいはできる限りの予防策というか、それは児童クラブでほかのお子さんに対してもそうなんです、やはりこれ以上蔓延しないような形をとっていくよう、それは児童クラブの指導員もそうですし、指導をやっているところがございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 確かに今子育て課長がおっしゃるように、放課後児童クラブというのは、働いていて日中お子さんの面倒を見ることができない家庭のお子さんをお預かりしているのは事実ですけれども、私が考えますのは、インフルエンザ等で学校が閉鎖しているというときに関しましては、基本閉鎖ということにさせていただいて、どうしてもというご家庭は確かにあると思えます。そういうご家庭につきましては、やはり全くお預かりしないというのではなくて特例としてお預かりするというふうな、基本はお休みですよというのが普通の対応ではないかなと。子どもたちの健康を守るためには、そこまでの措置が必要なんじゃないかなと思います。

もちろん保護者の皆様にも、子どもを守るのか、自分の仕事をとるのかということの選択になる場合もあるかと思えます。ですけれどもそうでなくて、やはり近隣の市町にお知り合いとか、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが住んでるとかというご家庭も中にはあると思うんですよね。たった1日、2日来ていただくことも全く不可能でない家庭もあると思えます。そういった危険から遠ざけることのできるお子様も一緒に危険な目に遭わせてしまうというのはどうかなという

ふうに考えますので、その点、お考えを変えていただくことはできますでしょうか。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 確かにそれがやはり最善の策だと思います。こちら側といたしましても、そういう状況であればご家族の方に見ていただけるように働きかけは当然いたしますし、見ていただきたいというのは私どもの気持ちでございますが、やはりそういうお父さん、お母さんがお仕事で、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが近くにいらっしゃらないとか。すぐ来ていただける方については多少そういうことも可能かと思いますが、その辺は学校側も含めてまた相談して何かよい対応策はないか考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） じゃ、その開設の問題につきましてはまたご検討いただきまして、よろしく願いいたします。

もう1点、児童クラブについてお伺いしたいと思っております。

昨年ですけれども、昨年、福井県のインフルエンザ指数が50点とか60点というすごい高い数値を示したことがありました。この時期に、松岡なんですけれども、児童館主催のドッジボール大会が予定され、それが開催されております。このインフルエンザの指数が高い、学校も閉鎖しなければいけない、放課後児童クラブも閉鎖したほうがいいんじゃないかなという時期にこのドッジボール大会を開催された理由は何でしょうか。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） そのときでございますが、インフルエンザの発症、学校側からの情報については、確かに多いというのはお聞きしておりましたが、まだ学級閉鎖、学校閉鎖のところまでは、たしかいってなかったと思います。

ただし、児童館の行事につきましては、広報、行事のお知らせをする際につきましては事前に一応相談をいたしました。学校側とも相談をいたしました。そのときには、体調の悪い子については極力来てはあれですよということはお知らせはしたところでございます。

ただ、やはりどうしても楽しみにしているお子さんもたくさんいましたし、そのときの体調のことも十分聞いたところ、大丈夫だということで開催をしたとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ということは、そのドッジボール大会を開催された時期にインフルエンザがはやっているということは把握されてたわけですよね。そうですね。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） インフルエンザ、はやってたというよりも、インフルエンザにかかっている子どもさんが学校にいらっしゃったということは聞いております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） なぜそのはやってたか、はやっていなかったかということにこだわるかといいますと、実はそのドッジボール大会でお茶が準備されてたそうなんです。お茶はやかんの中に入っていました。別に何ら問題ないと思います。

ところが、用意されていたコップ、飲むほうのコップなんですけれども、これが三、四個のみ用意されてまして、使った児童が、そのコップでお茶を飲んだ児童が自分でコップをゆすいで使っていましたということを聞いております。コップの使い回しはそのときだけではなく、学校から放課後児童クラブに移動してきたときも、うがいなど日常的に行われているようです。インフルエンザが流行しなくても衛生面で問題ではないでしょうか。改善が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 確かに以前そういうことがあったというふうに聞いております。そのときといいますか、以前から児童クラブに来るお子様についてはなるべく水筒を持参ということで、これは学校もおんなじだと思うんですが、持参をしてもらうように言っておりますが、やはりどうしても空っぽになってしまったとかという場合にはお茶を用意してございます。

そういうふうなお話を聞いて、すぐ確認をしまして、すぐに直すようにということで、翌日から備えつけのお茶でなしに、ちゃんとしたコップを数分用意をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） それでは、今はお預かりしている児童一人一人専用のコップがおありになるんですね。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） とりあえず水筒は持参をしておりますが、忘れてお子さんについては紙コップで対応というふうに、たしかになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 紙コップでとおっしゃいましたけれども、多分、今、学校から児童館に移動した場合に、児童館に入ったら手洗いをしなさい、うがいをしなさいという指導がされていると思います。水筒を持っていれば水筒のふたでうがいすることは、それは自分のものですから可能ですけれども、もし忘れてきた子になりますと紙コップでうがいするんですか。

いや、お茶だけでなくて全体的に使ってるということが問題なんで。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） うがいのところにつきましては、ちょっとまだ確認はしてないんですが、飲み水、お茶につきましてはそういうふうな準備をしております。

ただ、うがいにつきましても一応別なコップを、もしそういうことであれば用意したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） やはりさっき申し上げましたように、インフルエンザって目に見えないものです。ですから安全策をもう十分に、これ以上もう絶対何も無いといってもうつります。うつらないと考えるほうがおかしいものですから、別に紙コップを用意しなくても、ご自宅からそれぞれの子どもさんにコップを持ってこいと、それで持って帰っておうちの方に洗ってもらいなさいというふうな方法でも十分対応はできると思います。そうすれば、お母さん、お父さん、おうちで見てらっしゃる方も、コップが使ってあれば、きょうはちゃんと児童館行って、うがいして手洗いしたんだなという確認にもなりますので、ぜひとも今後は

マイ水筒、マイコップの持参ということなさってはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議員ご指摘のとおり、このインフルエンザ、拡散してしまいますと、逆に保護者の皆さんにとってもまた子どもを介抱しなければいけないという負担にもなってくると思います。今ご指摘いただいたとおり、衛生面といいますかインフルエンザ対策、こういったのもしっかり取り組んでいきたいと思えますし、もう一つは、保護者の皆さんが働かれています、そういったこともいろいろ考えながら、この児童クラブ、児童館、インフルエンザとかそういったのに対する対応をしっかり考えていきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 町長、ありがとうございます。

やはり子どもはご家庭の宝ですけれども、町の宝でもあります。本町は子育て支援が充実しているということで県内でも好評をいただいている町です。これは私の議員仲間もそういうふうに言ってます。「永平寺町はいいよね」って言ってます。

ですけれども、その支援の体制が給食費の無償化であったり医療費の無料化など金銭的な支援ばかりでなくて、今申し上げましたようなソフトな部分、先ほども企画財政課長が地域創生の中でソフトの部分が大切なんですってことをおっしゃってましたけれども、本当にソフトの部分が重要だと思います。子育て支援というのはもちろんお金もかかりますけれども、お金以上に地域の人の愛情、それから学校の先生の愛情、ご家庭の愛情というのがあってこそ、子どもたちはすくすくと伸びていくというふうに思います。ぜひとも、今後とも放課後児童クラブにつきましては、ソフト面でのご指示、ご支援のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」の内容はについてお伺いしたいと思います。

「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」の内容について具体的にお伺いしていきたいと思えます。まず、基本目標である、誇るべき地域の素材を生かしながら交流人口の拡大を図り、地域活力の創出と大本山永平寺への観光誘客を実現するためとありますが、対象とするのは地域の人ですか、それとも観光の人でしょうか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

誇るべき地域の素材を積極的に生かす、または情報発信していくためには、地域の人々を中心とした各関係者の皆様のご協力は大変重要でございます。また、その素材に光が当たることで来訪者がふえ、交流人口が拡大し、にぎわいが創出され、地域に活力が生まれるものと考えます。したがって、対象者はお互いにお問いただしますが、地域の人であり来訪者でございます。お互いに相乗効果となって地域の発展につながるものと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） きのうも中部縦貫道の福井北ジャンクション・インターから松岡インターまでが開通をし、間もなく福井北ジャンクション・インターから大野までが通行できるようになると思います。そうなった場合、現在の国道416号線、この役場の前の通りですけれども、ここの交通量はかなり減少するのではないかというふうに思われます。県外からの観光客でマイカー利用の人は恐らくナビゲーションを使って来られると思いますので、新しい道を利用するのではないかというふうに思います。新幹線利用の人は、福井駅からえちぜん鉄道を利用して大本山永平寺に行く場合、そこに交流センターがあっても松岡駅で途中下車をして情報センターへ立ち寄るでしょうか。そこに集まってくるのは地域の人になるのではないかなというふうに思います。

先日、実施計画策定委員会を傍聴させていただきました。建物について、委員の方々は2階建てを希望されておりました。もともと県の事業は、既存の建物を改築して利用するということが記載されていたように思います。たまたま旧織物会館は老朽化が激しくて危険だったので、取り壊して新築するという流れだったというふうに記憶しております。県の事業内容も考慮いたしますと、1階建てではなく2階建てにして、もともとの旧松岡町役場を復元してはいかがでしょうか。

それと、そのプロジェクトの内容の中に多目的広場の整備というのがあります。この多目的広場は屋外に設置されるようになっておりました。福井の気候は、12月から3月までというのは雪や雨が毎日のように降ります。せっかく広場を整備されましても、1年のうちの3分の1は使えないことになってしまいます。いろいろなイベントを計画していくのであれば、やはり屋内にそういった施設がないとイベントの催行が難しくなるのではないかと思います。

それも含めまして、建物については2階建てがよいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 現在、プロジェクト計画策定委員会において5回目の策定委員会が終了したところでございます。取りまとめをいただきまして、最終的なご提言をいただくというような段階に今来ているところでございます。

まず、最初議員がおっしゃいました、今現在の416号線が車の通りも少なくなるのではないかとというようなご指摘ございましたけれども、ただ、そういった状況もあるかもしれませんが、この新しくできます施設にぜひ来てみたいと思ってもらえるような、そんな施設にしていきたいなというふうに考えております。また、地域の方のご利用につきましても、その策定委員会におきましては、例えばミニコンサートができるような、そういったホール機能もというようなご意見もたくさんいただいておりますので、そういったことも加味して検討してまいりたいというふうに考えております。

また、大本山永平寺だけではなくて、この松岡の地に、あるいは上志比地区には道の駅ができますが、そういった新たな観光スポットといたしますか、そういった人々が訪れてみたい拠点をつくることによって永平寺町に少しでも滞在していただく時間を長くとっていただければなというような思いもございます。

議員が今仰せの多目的広場につきましてでございますけれども、これにつきましても、策定委員会におきましては、ワークショップ形式で皆さんのご意見をいろいろお聞きしましたところ、こういった今の施設は駐車場を広くとることが誘客には不可欠であろうと、その意味で多目的広場は駐車場として整備した上で、イベント時は駐車場スペースを広場として活用するなど、柔軟に使用できる形で整備することが望ましいというようなご意見が多数ございました。

議員がお尋ねの天候が悪いときのイベントはどうするんだというお話でございますが、屋内のイベントホールといたしますか、スペースを柔軟に利用していただけるよう今後考えていければなというふうに考えております。

もう1点、2階建てをぜひというようなご指摘でございます。

当初から織物会館の形が2階建てでございましたので、そういった意匠を継承してというようなことも当初目指しておりましたので、そういったことも含めて十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） もし織物会館が2階建てになりますと、多分この先、松

岡公園が今整備されてますけれども、この公園が整備完了したとき、小中学生の遠足に来られたときも、万が一、今はバスとかそういうなの都合で遠足の日が変更になることはまず考えられません。バスを予約してあるときは必ずその日に遠足が実施されます。そうしたときに、松岡公園を予定されていても松岡公園で雨が降り出したときに、もし織物会館が2階建てであれば、そちらのほうで昼食をとっていただくとかいろいろなことにまた使えると思います。そういったことで小中学生に織物会館、永平寺町の禅と食と、酒はちょっと難しいですけども、そういったものを子どもたちに見てもらって、それで持ち帰ってもらうというのも一つの広報の方法としてあるかのように思いますので、ぜひとも建物につきましては再度ご検討のほうをよろしく願いまして。

それともう1点、ごめんなさい。さっきの児童館のことなんですけれども、子どもたちの体の面だけでなく安全を守るためにも、必ず避難訓練等の実施もお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、14番、中村君の質問を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 昼一番ということで、また12月議会においても昼一番ということであって、皆さんにこういうふうに、眠気を誘う時間かも知らんけれども、ひとつ頑張っていきましょうということでご挨拶した覚えがあります。

今回は2点の一般質問通告をさせていただきました。まず1点目につきましては、九頭竜川を永平寺町が誇るブランドに、また2点目につきましては、先ほど先輩議員のほうからありました旧織物会館跡地「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」ということでの質問をさせていただきます。今回、大きな提案等させていただくわけですが、ひとつよろしくお酌み取りいただきまして、ご答弁をいただきたいというふうに思っておるところでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

1つ目でございますけれども、九頭竜川を永平寺町が誇るブランドにということとで、私たちの身近な自然である川、九頭竜川。岐阜県境の油坂峠付近を源流に大野盆地を経て当永平寺町に流れ着き、福井平野で日野川を注ぎ入れて坂井市の日本海へと流れていく九頭竜川。総延長が約116キロの一級河川、九頭竜川でございます。

私たち、先代からこの流れとともに、どの地区においてもさまざまな歴史を経て現在に至っております。文献によりますと、平安末期のころに現在の御陵地区や坂井市あたりの田畑を耕作するため、大用水の堤がつくられたとされております。これが今の鳴鹿大堰でございます。

このような歴史のもと、農業、林業、漁業等大きくさま変わりしつつ受け継がれ、現代に至っておるところでございますが、今もなお、九頭竜川の恵みは、私たち地域住民にとっては言葉に言いあらわせないほどの大変な恩恵をいただき生かされておりますが、別の角度から見聞しますと、九頭竜川の流域の中でもやはり永平寺町区域の流域が最も変化があり、景観も際立って良好で、またその地域で生息する野鳥や動物、そして何よりも、他県にない川魚の種類が豊富な宝庫であると確信しております。

ここで担当課長に質問させていただきます。

九頭竜川に魅せられ愛知県から松岡下合月区に来られた齋藤さんご夫妻が、福井新聞で1月30日にこのように掲載されております。これを見ますと、本当に「この川に立つだけで心地いい」ということで、この川は聖地だというようなこと。また、移住を決めた理由につきましては、「自分にとって九頭竜川は生活の一部になっていた」。また、奥さんのほうにつきましては、「地域の人も、福井弁も、通っていた当時から居心地が良かった」というような、福井ならではの地域の温かさが伝わっておるんかというように思います。

それらから宅地造成とかいろいろな、町でそういう事業も大事で行っておるところでございますけれども、やはり永平寺町らしい心のこもった人口減少対策、これらを変に重要に考えたいというふうな思っておるところでございます。例えば、永平寺町で住みたいという方が一目でわかる、また安心できる、この移住計画書というんですか、レジユメというんですか、そういったものが町で用意してあるのかどうか。また、移住された区民の対応とか、また今現在取り組んでおられる姿勢、そういったことを行政のほうからちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃいましたように、永平寺町に移住したいという方がいらっしゃるといことで、これもまた永平寺町の魅力の一つがしっかりあるということなんだろうというふうに思っております。

移住された方への情報提供等についての対応でございますけれども、現在は各担当課において定住に関する生活情報を発信しております。町のホームページ上でも定住促進ポータルサイトを設け、子育て支援情報や住宅取得に関する助成制度、空き家情報等を掲載しております。また、福井県の魅力を掲載した「福井県定住促進総合サイト」の紹介や、仕事の情報としてもハローワークやシルバー人材センターともリンクし、情報を提供しております。また、転入届を出される際には、住民生活課窓口において関係課職員がその場に赴き、生活に必要な情報の提供や手続を行っているところでございます。

議員が提案されています、町の定住に関する情報をまとめ、一目でわかるご案内といいますか、そういったものでございますが、現在のところ作成されてはおりませんが、大変重要なことだと感じております。現在、永平寺町でも取り組む地方創生は、まさに都会から地方へ人やお金を移し、地域社会を豊かに、永平寺町を豊かにしていく政策でございます。今後、定住生活情報の取りまとめを行い、作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議員ご提案の、一目でわかる永平寺町の取り組みとか、こういったまちですよという、そういったパンフレットといいますか宣伝媒体、こういったのも、今、情報政策室のほうでしっかりやっていきたいと思っております。

定住促進につきましても、皆さんに説明しましたが、やはりアンケートをとりますとそういった定住促進のことを知らない、家を建てたいからそういったのがあるのかということもアンケートで見えてきておりますので、県内の町外、そして県外、こういったことをどうして発信したらいいかを考えたいと思っております。町内につきましてはCMとか、またいろいろな施設に置かせていただくとか、そういったこともありますし、県外の皆さんにつきましては、例えばこれから道の駅とか織物会館跡とか本山とか、県外の方が多く訪れるところに、永平寺町を訪れた人にそういった案内ができればいいと思っております。情報政策室、そしてまた商

工観光課とか、いろいろな課とこういったことも連携しながら進めていきたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） どうも、前向きな答弁ありがとうございました。本当に力強い限りでございます。

また後の質問でも出てきますけれども、旧織物会館の施設等々でまた話をしたいと思ひますけれども、やはりそういった、例えばアユ釣りさんでいうと、川へ来たときにオトアユをどこで売ってるんだとか、それは松岡でいいますと原田さんとか木下さんとか、そういった釣具屋さんとかいろいろありますわね。だからそういったところでそういうパンフレットを用意してわかりやすく、また泊まる宿泊施設もここにありますよというようなプログラムがありますけれども、パンフレットがありますけれども、そういったところでもこれから取り入れて、こっちだけじゃないよと、いろいろなこういうふうな情報をつかんでしっかりとした、皆さんにも懇切丁寧に魅力あるのを伝えられるように、またひとつ早々に作成していただきたいというふうに思ひますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

先ほどもおっしゃったように、多田議員さんもおっしゃいました空き家等々についてもこういう利用がある、学生さんもそうだなというふうに思ひますけれども、現状的には、町長も先ほど調査中だと、1年はおられるんだけどこういうような現状でこうなんだと。そうすると、おのずと町の取り組みもまたわかると思ひますね。これからどういうふうに、1年が2年、2年が3年、学生さんがここに落ちついていられるかというのに何が足らんのかなとか、そういうふうなこともあろうかと思ひますんで、いろんな角度から総合して対応していただきたいというふうに思っておるところでございます。

今ほども申し上げましたように、やはり実態を把握をしまして、古民家とか、または宿泊施設はもちろんですけれども、アユ釣りさんにおいてはそういった対応、いろいろなレジャー客においても道の駅を活用したそういった取り組みでそういうふうなことが理解できるような、伝わるような計画にまた取り組んでいただきたいというふうに、先ほどしっかりと取り組んでいかれるということでお聞きしましたんで、ちょっと安心したところでございます。

これもまた担当課長にちょっとお聞きしたいんですけれども、本町において、この自然にあふれる九頭竜川、代表的なものについては、アユとかサクラマス、アラレガコ等々を食のブランドとして恵みを生かそうと特別に頑張っておられる

企業や団体がおられます。そういったことで、昨年1年間に特別な要望とか協力とか依頼がなかったんでしょうかね。ありましたら、そういった取り組まれた対応等々におきましてちょっとお聞きしたい。

それとあわせて、九頭竜川を永平寺町の誇るブランドにするには、企業や団体への今後どのような支援というんですか、協力が。また企業からもいただきたいし、行政からもどういうふうにしたいとか、そういった具体的な取り組み内容がここで聞かせできるんならひとつお願いしたいかなというふうに思っているところでございます。お願いします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、まず農林課の立場としては、特に九頭竜川のアユ、サクラマスにつきましては全国でも有名な釣り場でございます。また、中部漁協管内で放流している稚魚であります。これほとんどは九頭竜川産以外に頼っているのが現状でございます。そうした中で、昨年、中部漁協より、中間育成施設の整備による海産系の稚アユの育成と放流により九頭竜川産のアユの増産とブランドを高めたいということで、九頭竜川中部種苗育成施設の整備に伴う支援の要望をいただいております。

本町といたしましても、九頭竜川の産地といたしまして中部流域のにぎわいを創出するため、九頭竜川中部漁協を中心にいたしまして、福井市、坂井市、各種団体、関係機関と連携、当然町が入りますけれども、協力をとりながら、昨年、九頭竜川中部流域産地協議会を立ち上げております。そうした中で九頭竜川のブランドを高めるため、産地協議会の一員といたしまして活動の支援を行っているところでございます。

また、本町には、伝承料理といたしまして葉っぱずしがありますが、現在はカラフトマスを使用しているということで、昔から伝わっておりますサクラマスを使用した葉っぱずしの取り組みができないかという要望がございました。そうした中で取り組みといたしましては、サクラマスを使用した葉っぱずしの商品開発、それとあわせて、中部漁協が進めておりますアユの種苗施設とあわせてサクラマスにつきましても稚アユの安定した放流をするために種苗施設の整備等に協力を今いたしているところでございます。

そのほかに、実は九頭竜川ではアラレガコも大変有名ということでアラレガコなどを活用した商品開発も行っているということで、このブランド化を進めるに当たって支援していただきたいという町への要望もございました。

以上です。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今ほどのご質問につきまして、商工観光課としてお答えをさせていただきます。

お話ありましたように、九頭竜川及び九頭竜川からもたらされる恵みを生かそうと頑張っておられる方々の活動について、町内外の情報発信をしていただけないかというふうな要望は確かにございました。町といたしましても、町の観光物産の振興という観点から、町の観光物産協会がごございますので、そちらから広く九頭竜川のすばらしさや食の恵みに関する情報の発信に努めているところでございます。

それと、町の中央を流れる九頭竜川、これは母なる川でもあります。この川は、永平寺町においてもまた重要な資源でもございます。今後もアユ、サクラマス、アラレガコも含めまして、永平寺町にあるすばらしい資源として情報発信に努めてまいりたいと考えております。また、昨年実施いたしました食の恵み等のイベントへの参加出店、また各種出向宣伝や商談会などの情報提供につきましても、町商工会や観光物産協会とともに連携しながらその事業者に行っていきたいと考えております。

また、事業所が主体的に県外へそういうものの売り込みと申しますか、PRに参加される場合は、今年度当初予算で今お願いしてございますが、販路開拓に関する費用の一部を助成する取り組みも新たに考えております。既に県外へのそういうふうな売り込みの情報につきましては、二、三の町内の企業さんにもお声がけをさせていただいたりしておりますので、今後もそういうふうなもので、商工会、観光物産協会とともに広くPRに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 本当に真剣に取り組んでいただいていると、また対応にも応えていただいている、また新年度予算でもそういった売り込み等々において予算をとってしっかり構えていくと。これが補正予算をとるぐらいの活気あるものであったらいいなというふうに思っているところでございます。

九頭竜川の恵みについて産業の発展ということで、九頭竜川というのは本当に皆さんもご承知のとおり、水というのは生物全体、全部を育てるというんですか、育むというんですか、代表的なのは米と野菜とそういったもの、それにあわせて

上志比ではニンニクとか、または旧永平寺地区ではニンジンとか、また御陵地区ではタマネギとかそういったもの、またいろいろなことでそういうふうに生産しております。ですから、ただ、九頭竜川をブランドにというのは幅広いものなんですわ。これは本当にどれだけを吸収したらいいのかなど。そうやけど、それを楽しみながらね、地域の皆さんと。行政がこれをせいというんでなしに、地域から盛り上がったものについて応援をしようというような取り組みが一番永平寺町らしさが出るんじゃないかなろうかと。そこをやはり掘り起こして大事に、大切に、また行政の でやっていただきたいなと強く思うところでございます。

この質問について最後でございませうけれども、町長にひとつお願いいたします。

冒頭にも九頭竜川を永平寺町の誇るブランドにということで大きな提案をさせていただいたところでございませうけれども、1月30日に地方創生のこういった課題が出てきましたね。1月30日の金曜日に福井新聞の二面におきまして、4月の統一地方選挙に自民党県連の山本拓さんのほうからいろいろ、民主党、また共産党といったような地方創生について、今度の選挙についてどう考えるんだというふうなことで記事が出ておりました。その中で地方創生の実現が最優先というふうな見出しで始まって、先ほどご答弁でもありました福井県の人口が35年ぶりに79万人を割り込んでいるという現状だということで、やはりこれは80万人に戻すことが重要だと、そういうふうに書かれておりました。

地方創生というのは、やはり地方同士の知恵の探り合い、取り合い、地方同士の予算の分捕り合いだというようなことで書かれておりました。これは大変なものやなど、やはり汗かかなあかんなど、みんながそういうふうに感じたと思いませんけれども。

それで、またこれ連続になったんですけれども、こういった福井新聞で1月31日の、これ土曜日ですけれども、「幻の宝石を、福井が誇るブランドに」ということで、九頭竜川をバックにね。これはアラレガコのことなんですわ。こういうふうなのが出ていまして、下にいろいろな協力社が書かれておりましたけれども、本当に的を突いてるなど引きつけられましてね。私もこの流域で育ったものですから、やはりこれは一遍一つ一般質問でさせていただき、皆さんとともに進めていったらどうかというふうに思ったところでこういうふうさせていただいているところでございます。

この中身についてですけれども、翌日のこの新聞では、九頭竜川を「幻の宝石を、福井が誇るブランドに」と題しまして、先ほど課長のほうからありました

ように、アラレガコは本州、四国、九州の河川に分布しておりますが、九頭竜川のアラレガコは生息数と大きさ、サイズ、そして食べる文化がこの地方にはあるんだという点でほかの地域とは1点異なるというふうなアラレガコ。それと、言うまでもなく、アラレガコ生息地は国の天然記念物に指定されておると。この流域が指定されていて、今や、皆さんもご承知のとおりだと思いますけれども、昔はよくアラレガコもおったんです。ほんでよくとれたんですわ。

しかし、いろいろな諸事情がありまして絶滅の危機に至っているということで、今、復活の扉が開かれていると。といいますのは、県立大学の田原大輔准教授の手でふ化、またそのふ化された稚魚を小浜水産高校のほうで生徒が育てていると。そして試験的に永平寺町の業者のほうに提供して、そういった料理の方法とか、またはこの川の水の水槽の中に入れて何日生息したんだとか、いろいろ今研究段階ということでやられておるわけでございますけれども。一番心配するのは、このような、物すごく九頭竜川という、もう本当に があります。そこをうまく永平寺町として、やはり取り入れて、地域としてこれをアピールせんわけにいかんやろうというように力強く思うわけでございます。

と申しますのは、皆さんもご承知のとおり、福井県でのブランドのコシヒカリ。これも福井県でつくられて他県にも流出したわけですがけれども、これについては他県にお株をとられましてね、奪われて、福井県のコシヒカリって書かんことには福井米でないでねえかなというような現状ですわね。何も書かんかって、コシヒカリは福井ですよというようなことで、アラレガコにおいてもそういった、誰もが「福井の九頭竜川のアラレガコだな」とどこの町でも聞けるように、「これは永平寺のブランドですよ」というようなことで聞こえてくるような時代が来ればいいなというように思っるところでございます。そういった点で、その出発点、到着点も全てそうですけれども、流域住民の川への関心、そういったものが物すごくあるはずというよりも、あろうかと思えます。そこで、このようなものをね。ただ新聞で書かれた、上げられたから、ああ、いいな、いいけどどうやって 、それでなしに、まず取り組んで何かしていただきたいかなというふうにも思っているところでございます。

また、その引き続きなんですけれども、今度2月に入りまして1日、これにつきましては、これも福井新聞ですけど、平岩弓枝さんの「女の河」というのの中に「九頭竜川」と題した章があるんですね。この福井新聞でこういうふうに、また九頭竜川があって、白山がバックにありまして、そこからイメージをいただい

た写真があるんですけども、平岩弓枝さんの記事が出ておまして、その中には「川のほとりに立つと、遠く白山がみえた。」、また「京福電鉄の小さな駅から坂道を上ったところに家が」と、そういう文章が本の中に書かれています。それは平岩弓枝さんが13歳のときに旧上志比村の藤巻のほうで、母方の実家があったそうですね。そこで戦時中、疎開をしておられたということで、その思いを、情愛を込めて母なる古里の「九頭竜川」と題しまして一文になされた。今も変わらない、九頭竜川の上流に向かうと雄大な白山。また、永平寺町の町民にとっても心の目に焼きついているんじゃないかなということでございます。

これらの、先ほどからも申してますとおり、衣食住を総合した地方創生、九頭竜川を永平寺町が誇るブランドにというような大きなテーマでございますけれども、発信するには永平寺町が最適だと。勝山にも譲るわけにもいかん、これは福井にも譲るわけにもいかん、これは永平寺町のもんだというぐらいに、やはり発信していただきたいということで、県と力強いスクラムを組んで、本当によそにお株をとられるようなことがないように、ひとつ取り組んでいただきたいという気持ちなんですけれども、町長、いかがですか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 九頭竜川につきましては、本当に食べ物であったら、例えば、もともとはサクラマスからつくられた葉っぱずし、そしてまた水田には用水として活動されてますし、また文化面においても、多くの学校にはこの九頭竜川が歌われております。今議員おっしゃられたとおり、永平寺町のブランドだと、そういった位置づけはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

今も、この九頭竜川、食べるほうの九頭竜川もありますが、やはり最近では多くのアユ釣り客、サクラマス。サクラマスも九頭竜川の遺伝子を持ったサクラマスを放流することによって、今、本当に多く釣れるようになってきたということで、全国のそういったサクラマスのルアー、またフライフィッシングの釣りの人たちからは、一度は行きたい憧れの川になっているというのも聞いております。最近ではまたアラレガコを復活させようという、そういった動きもあります。

こういった永平寺町独自の強い宝ですので、先ほど多田議員のところでも申し上げましたとおり、ここは学生のまちでもあります。そうした学生がいかに住んでいただけるか。また九頭竜川、さっきおっしゃった新聞にも載ってました、もう好きで好きで住んでしまうような人がいるぐらいの川、また釣りの時期になりますとアパートをお借りして数カ月間だけでもここに滞在される人もいますし、

釣り時期になると多くの車が、車中泊ですか、そういった方もいます。そういった趣味のために住んでもいいという、そういった魅力をどんどん発信して行って、これは永平寺町らしい本当の大きな宝の一つだと思いますので、関係団体、また県と協力しながらこの九頭竜川、永平寺町のブランドとなるよう努めていきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 夢がある話、提案をさせていただいたわけですが、これは夢でなしに、本当にそういうふうを実現させるためにはどうしたらいいかと。ともに汗をかいて頑張っていきたいなというふうに思えますので、行政のほうも、町長もひとつ頑張っていたきたいというふうに思えます。

じゃ、1つ目の九頭竜川を永平寺町が誇るブランドにということで、これは閉めさせていただきます。どうかひとつよろしくをお願いします。

次に、旧織物会館跡地「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」についてでございます。

これにつきましては、さきの長岡議員のほうから、バレーボールでいいますと、いいトスを上げていただきました。私の仕事としましては、やはり強い、すごいスパイクを打ちたいということで、そういうふうの流れ的にはいきたいなというふうに思っているところでございます。

細々といろいろ書いておいたんですけども、考えて書いたんですけども、流れ的に言いますと、ちょっと話はさかのぼるんですけども、1月の全協においてちょっと心配になりましたのでもうそろそろ、27年度で実施計画、28年度で工事というふうなことで心配しまして。どうなっているのかなと。

といいますのは、最初に福井新聞か何かで2階建てでこういうふうな規模ですよ。絵ですね。設計図でなしに、そういったイメージ的な絵で掲載されておりました。ところがこれがちょっとどうなっているかと聞いたら、これがやむを得ず1階になるかもしれないよというような説明でありました。1階になるというのは、それはそれでいろいろな事情があつてそういうふうな、なるとかならんとかでなしに、確認しましたら、課長のほうからは、やはりこれは委員会の22名の委員をもってさまざまな意見をいただき、老若男女の委員がおりまして、そこでいろいろな専門家の委員の言葉をいただき、それを吸収して今進めているところでございまして、1階が2階になったり2階が1階になったとかいうあれではございませんので、それは承知いただきたいということで、ああそうかという

ことでね。

私も心配になりまして、じゃ、委員会というのはいつやっておられるのかなと、開かれているのかなとということで、これ傍聴もできるのかなとということで確認しましたらできますよということで、議員、私のほかに3名、4名でさせていただきました。1月24日月曜日でしたかね、7時からですか。ちょっと時間間違えて、私7時半にしか行かれなかったんですけども。

そのときにちょっと感じたことなんですけれども、まず専門家の委員がいろいろな方面から意見を出して自分の主張をしていると。それは結構なことで。ただ、この意見の中には、まずちょっとあれなんですけれども、この事業を取り組むために委員を招集していただいて。

課長にちょっとお聞きしたいんですけど、この事業の規模とか、例えば、例えばですよ、旧織物会館は何年から何年まではこういうふうに残存しておりました、それ以降は今こういう形で、その以前は旧松岡地区の旧町役場でしたというようなこと等々等々、それに加わってそういったご説明を委員にされたのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えを申し上げます。

昨年の10月からスタートをしました策定委員会でございます。今議員がおっしゃいましたような、旧織物会館の建物についての歴史といいますか、この建物はこういうものです、こういったものでしたというようなご説明は其中でさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今の課長からの答弁では、説明はさせていただいたということでございましたが、何かそれが私にとって伝わってこなかったと。例えば、あれいつ壊したのというような意見もあったかと思えます。それはそれでいいんですけれども、やはり忌憚ない意見をこうするのはいいんですけれども、それを今度まとめるのは物すごく大変ですわね。あの作業というのは、これは本当課長大変やなと思うんですけれども。

先ほども先輩議員からこの織物会館の事業についてはおっしゃっていますけれども、永平寺町の、これは「禅と食と酒」というようなテーマがあって、これはちょっとつらいのかなと思うんですけれども、やはり松岡地区の織物会館を、または役場を復元させて、それによる中については禅と食と酒をあれするんだと。

それはいろいろな段階があつて、全部が全部吸われることではないと思うんですけども、例えば、そういうふうなプランというんですか、前提はこれですよ、基礎はこれですよ、しかしあなたたちの貴重な意見はこういうふうにさせていただくというような、それがちょっと伝わってないんじゃないかなとちょっと心配したわけでございます。

それはそれとして、やはり道路網ですか、その416がどうのこうの、今、機能補償道路やら縦貫道路が開通した。それでこの街道はどうなるの、そういったにぎわいないんでないのというようなことも心配されると思います。そういった話については、先ほどもそういうふうなことで質問があつて答弁をいただいたところですけども、そういうような段階でなしに、建物の位置とか場所、どこかそういうものと違う、そういうようなところじゃなしに、もっと違うところにしろとかいう問題はないんです。私はそれが言いたいのではないんです。これから委員会でこのように話が出たと、それはようわかりましたと。いい、立派な意見ありましたわね。その中でも何をとるんかと、これをとって、このようにするんかというのは、永平寺町の全体のことを考えてこういうふうに絞りましようかと、または松岡地区の活性化を図ってこれをしたいんだと、このようにしたいんだというさまざまな意見があつて、どれをとるんだということは課長も判断できないと思うような現状だったかなというふうに思います。

それも今、2階が1階建てになったとかいろいろな話聞いておりますけれども、やはりこれは、せつかく地区の方もおられてこういうふうな貴重な意見をいただいたんですから、これを生かす。殺してまうんではちょっとおとましいと、おどましいというふうに思います。だから、これを生かすためにも、やはり消極的な考えでなしに、夢を持って勝負していただきたいなというふうに感じるところでございます。

それについて何か。町長でも結構ですし、課長でも。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 協議をいただいて、今、答申を待っているところであります。

議員おっしゃられるとおり、地域の交流の場であったり観光の場であったり、そういうちょっと絞れてないところがあると思いますが、1回答申を見させていただきましてまた、もちろん議会のほうにもこちらの考えをお示ししながら進めていきたいと思ひます。

おっしゃるとおり、振興のために投資も考えなければいけないかなとも思ひま

すし、もう一つは、やはり財政面のこともちょっと考えさせていただけないかなという思いもあります。1回答申を見させていただきまして、この行政の方向性をお示しさせていただいて議会のご意見またいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） これは予算がつきもんですのでね。幾らでもある、打ち出の小づちがあれば、それは一番いいことですけどね。後で後悔しないように、私は一番これを思うわけでございます。基本的には、やはり2階建てで今までの旧織物会館役場、これを復元させて生かすんだと。生かすのは、魂を入れるのは禅と食と酒、これを通してもらいたいというようなことで進んでいただけたらなというように思います。強く思います。それを縮小したからといって、何もこっちのほうにもこっちのほうにも何か何もとるところなかったというようなことのないようにしていただきたいかなと。

そういったところが、地方創生の説明ビデオがありましたわね。CDのね。あの中にも、やはり一番私感じたのは、地方の方の移住、地方への移住、6万人をこうするとか中央には3万人とか、そういうふうなことのあれを動かさなあかん。これが地方創生のあれだと、そういった地方への移住の作戦。それから若い人の結婚、出産、そういったことへの支援活動、それともう一つは中山間地域の生活の支援というんですか、それを楽しむためには、やはり県外からのそういった方へのアピール、そこへ寄っていただいたときの情報発信、そういったことで旧織物会館というものを生かしていければいいかなと。それがお山の、ご本山の入り口でなしにこちらで、松岡地区で支援をできる形はこういう形ですよと、そういった道の駅、いろいろなところでのポイント、ポイントで永平寺町全体を盛り上げていくというような考えでいただけたら何も抵抗がなくつくれるんじゃないかなと、事業が成功するんじゃないかなとというふうに思っとるところでございませう。

中には、その施設の中で座禅体験とかありましたわね。それもあつたんです。心配もあるんです。というのは、子どもさんもやはりしょっちゅうの方、また福井市からちょっと遊びに来た、また少年野球とかスポーツ、バスケの子とかいろいろな子が体育館へ来られます。少し座禅をして精神統一させようかというようなことでもそこでできるとか、またそのコーナーで座禅をちょっとするとかというようなことで。そこでちょっとあるのは、酒ですわね。先ほども議

員さんからありましたとおり、酒のにおいがぷんぷんして、そこで座禅をできるんかな、精神統一、そういうふうなコーヒーのね。いろいろな心配もありますけど、そこら辺はまたうまく仕切れるような建物の中での対応でよろしいんじゃないかと。あんまりかんかんじめに考えないで、全体の、そういうふうになされるような。何でもくぎ打ってしまいますと、もうそこから動かさせませんけれども、組み立てていろんなイベントで使えるようなことも考えられますので、そういうことで取り組んでいただきたいなど。

課長、こういうふうなことで、もっともっとちょっと言いたかったんですけども、きょうはこの辺で置きたいかなというふうに思いますけれども、頑張ってください。よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、7番、小畑君の質問を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 私のほうからは、事前に3つのお願いをさせていただきます。その順番に沿って質問をしたいと思っております。

まず、本町の指定管理者の制度を問うということでもあります。

本町には、町にかわって町の事業をする指定管理者制度があります。現在、幾つこれがあるかという機能しているのかなということをお伺いしたい。それから、指定管理者制度の基本的な考え方、今後もこの指定管理者を活用する用意があるのかお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 現在、指定管理者制度を活用している施設でございますけれども、ご存じかと思っておりますけれども、河川公園の3施設、松岡、永平寺、中島、この3施設。デイサービスセンター3施設、それと永平寺温泉「禅の里」の7施設でございます。

指定管理者制度の基本的な考え方と申しますと、これは民間事業者等のノウハウや経営手法、施設の運営に活用していくこと、それと利用者のニーズに対応したきめ細やかなサービスが提供できるとともに、経費の縮減も期待できるといったものが主な基本的な考え方というふうに感じております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そこには町民目線での経営あるいは運営等がまず一番最初に

求められるのかなという思いがします。その中であって、今総務課長おっしゃったような制度等が運用されるということかなと思っております。当然経費の縮減もその中にあると思います。ですから、まず指定管理者になるには公共性が要求されるということと、それから指定管理者はやっぱり自分の業務だという、そういう責任感というんですか、そういうものも要求されるということで、その2つの二面性を兼ね備えたところがいわゆる指定管理者になるかなと思っております。そこには何らかの力関係やら横暴やら、あるいは本来あるべき姿を恣意的に判断を招いてはならないと考えております。それがあるといふ考えではないんですが、そうであってはならないということでもあります。

そこで、実は指定管理者の一つであります河川公園のことをお伺いしたいと思います。

この公園は景観もよく、それから居住地区から近いということで大変便利と。それから日本マレットゴルフ協会の公認第1号コースであって、非常に利用されている方が多い。私も会員であって、年に数回しか出ませんけれども、やっております。当然町内外、県外からも多くの方々が競技を楽しんでおられると。この公園は多目的公園ということの位置づけでありますね。その中のマレットゴルフあるいは野球のグラウンドもありますが、これは有料となっております。

現在、先ほど課長おっしゃったように、3つの河川公園がございます。このエリアを、平成25年4月より株式会社コーワが請け負っております。上志比、永平寺公園は、これは防災公園という位置づけだと思っております。

しかし、その中にマレットゴルフ場があります。このゴルフ場、性格上無料のようではありますが、いずれも指定管理者の範疇にあるわけですから、ある意味、税金が投入されているという考えにもなります。ですから、そういう同じ競技をしながら無料、有料というのは、ある意味、不公平に感じるところがあります。

一番いいのは無料にするのが一番いいんだろうけれども、そうもいかないんだと思うんですが、ここら辺との考え方、私は統一すべきだと思うんですが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 松岡河川公園につきましては、マレットゴルフ場はマレットゴルフ場専用のコースというような形で整備されてきていると思います。また、永平寺河川公園、中島河川公園につきましては、多目的な芝生広場という位置づけの中で、マレットゴルフ協会の会員さんがみずからそのコースづくりをし

ていると。そのコースづくりに当たって、備品等につきましては町のほうから準備させていただいておりますが、コースづくりについては協会の方がみずからコースづくりをしているというような形で、それぞれコース整備にかかる経緯が違っていると思います。そういった形で、今、有料、無料というような形の区分ができていけるのかなというふうに思いますし、当然これを将来的に統一するというのは必要かと思いますが、当面はこういった形で区分させていただくということで行きたいというふうに思います。ご理解いただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今はマレットゴルフ場をつくる過程で有料、無料ということですが、私言っているのは、河川公園の指定管理の範疇の中に3つがありますよと、そこに税金が投入されてますよということです。だから、ある意味、観点は違います。ですから、将来にわたって有料、無料という区分けが本来はあってはならないのかなという感じがします。これは課題ということで、ひとつお願いしたいと思います。

それと、指定管理の業務の中に、公園内施設の使用の許可、それから公園内の施設及び設備の維持管理があります。この2つが大きな要素かなと思っております。それを指定管理者におんぶしているわけなんですけど、庁内は、最初の使用の許可では生涯学習課が担当する、それから今の維持管理のほうは、これは建設課で管理するというので、指定管理者には1つに負わせるんだが庁内では2つあると。

こういうことは恐らく余りないんでないかなと思うんですが、これはやはりどこか1課が固めて対応するべきでないかなと思うんですが、そこら辺の考え方を伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） これにつきましては、今、指定管理者制度を導入しまして、使用の許可というのも実際に指定管理者が受け付けを行っているというような形で、今後につきましては、管理につきましては建設課のほうで窓口を統一していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 実は今議会で、今課長おっしゃったように、河川公園の条例の改正が出されております。

これは教育民生常任委員会での案件かなと思うんですが、ここで聞いてもいい

かなと思うんですが、3つの河川公園の公園の維持管理は建設課が行うということですね。さらにその条文中に、町、それから町長、それから教育委員会を、これを指定管理者に置きかえております。それから使用料を利用料金に読みかえております。ということは、管理者が今後この、いわゆる収入を自分のものにできるということになっております。指定管理期間5年の間に2年が経過した中で、まだ3年が残っているんですね。なぜその中で今までのシステムを変えて管理者の収入にするのかなと。基本は、収入は収入、支出は支出というチェックを含めてすべきでないかなと。

ということは、これからは、その管理料から利用料金を差し引いたものが管理料となるのかなということもあわせて、それから今後の利用状況をどういうふうにチェックするのかなということもお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 以前は、シルバー人材センターにお願いしていたときには、営業を目的としない団体ということで町が収入を受けていたというようなこともあるかと思えます。その後、民間の指定管理者に移行しまして、収入につきましては検討している中で、今回、収入を収受するというふうな形でさせていただいたということでございます。指定管理料につきましては、今後はそういった収入の分を差し引いた形ですということ、今回、27年度の当初予算にもそういった形で予算を計上させていただいております。

今後の利用状況をどういうふうにするのかということでございますが、今現在も利用状況につきましては四半期ごとに業務報告書というのを提出いただいて、その中で利用状況ですとか収入の状況ですとか使用料の状況ですとか、そういったことを報告いただいております。また、年度末には事業報告書という形で指定管理者から実績報告書をいただいておりますので、今後もそういったことは基本協定書にも書かれておりますので継続していきたいと思えますし、その中で確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） わかりました。非常に信用を旨としないと、まあ虚偽申告はないと思うんですが、悩ましい部分ですね、これはそういう意味では。

それで、平成25年度、コーワが入札で指定管理者となったわけですが、25年度募集要項の指定管理料の参考基準を見ますと910万円とうたっております。25年度、コーワの業務報告書の管理費では904万8,000円が計上さ

れております。そして、そうすると25年度の年度協定で幾ら支払われているのかなど、管理料が幾ら支払われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 25年度の指定管理料は904万8,690円でございます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） それで26年度の年度協定書では930万6,360円が支払われております。ですからそういう意味では、年度を見ますと20万6,000円上回ってございます。そうすると、25年度のコーワの入札価格はどうなっているのかなど。単年度じゃなしに5年度の積算価格での入札かなと思うんですが、あるいは単年度か積算か、お伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 25年度といたしますか、25年度に指定管理者が新たに契約を更新するという形で新たに指定管理者の募集を行いました。そのときの事業計画の中に5年間の指定管理料の計画というのがありまして、その中には904万8,700円のお金が約2年間、その後、896万8,000円近くのお金が3年間という形で5年間の計画が出ております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そうすると、2年間の単年度を見ますと904万8,000円が2年目で930万6,000円となっているんですが、これはどう解釈するんですか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） これは26年4月1日より消費税が8%に値上げした分の、その分の変更という形で基本協定書を変更をさせていただいております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そうすると、消費税相当分ということでいいわけですか。

次に、本指定管理者の募集要項の10番、業務範囲の4番、施設の安全対策に関する業務のイの部分で事故、事件等の未然防止のための安全点検に関することや、それから、これは管理仕様書の5番、業務の内容等でのオですか、アイウエオのオなんですが、河川公園内の行為の禁止についてで禁止項目が書いてあります。さらに、㊦使用者については、規定に反したときは使用の停止または退去を命ずることができるかとあります。

これを受けまして、コーワの管理業務の計画書には、「弊社は、機械警備事業認定の会社として365日24時間の体制が構築されている」として、「その業務を通じて」、中をちょっと抜きますが「常に注意をして運営をしていく」となっています。さらに「河川公園施設内に不審者等が侵入した場合、防犯、防火については、弊社警備会社としての特性を生かし、施設警備教育を受けた人員の配置を行います」と書いてあります。これは読み方によっては、コーワは警備会社ですよということを、いわゆる本町に対する計画書の中で述べているわけですね。当然本町もそういうことをやるんですかということの問いに対してこの答えが返ってきているわけですね。ということは、これは読みかえると、コーワは警備会社だという読み方ができると思います。その対応、対処は警備業務に当たるのではないかなど。

さらにいろいろ書いてありますね。防犯事案の発生時の対応、「発生時の原則（自己及び他人の生命、身体の安全）を優先する」、それから防犯事案の発生時の処理、「直ちに警察に通報する。犯人の人相、着衣、言葉なまり、持ち物、履物、髪型の特徴を記録する。犯行時刻、場所、園内の状況等を記録する。決して無理せず、まず安全を第一とする」ということである述べておりますが、そして処理の仕方として「管理責任者、常駐責任者が統率、指揮をとる」となっております。そしてこの中、ちょっとおかしいなと思うのは、最後のほうの安全確認という中で初めて「管理者と警察に相談の上、管理者は利用を開始する」ということで、まずそういう案件が起きたときに町に報告するという項目がないわけですね。これもいわゆるこのコーワが出している内容ですから、これは明らかに、コーワは、私どもは警備会社だから任せてくださいよということを暗に言っているのではないかなと思うんです。

コーワは、昨年8月5日、警備業法違反の疑いで福井県警から書類送検をされていることをご存じかなと思っております。本町もこれに対応すべきかなと思うんですが、考えを伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 指定管理者との基本協定の中には、その指定管理者の行う業務の範囲としまして、河川公園の施設の使用の許可に関することですか、河川公園の施設及び設備の維持管理に関することということが業務の範囲としてうたわれております。

今ほどのお話の中の、その業務を通じて常に注意をして運営していくというよ

うなことにつきましては、事業計画書等々の中を見ますと、国土交通省の情報に常に注意して運営していくということで、河川公園ですから、その特殊性ということからどうしても災害、緊急時のときに河川情報を入手、確認しまして、利用者の避難誘導とか安全確保という点では緊急時に対応するというようなことでのそういった取り組みをするというようなことを示されているのかなというふうに思います。また、防犯、防火につきましても、利用者の安全確保の対策というような観点での計画書での記載ではないかなというふうに思っております。

そういったことを受けまして、警備業法上、警備業務対象となる施設における盗難等の発生を警戒、防止するというような警備業務とはまた別の業務であるというふうに考えておまして、今現在、書類送検をされておりますけれども、その後の処分というのもまだ出ていない状況の中で、本町としましては現状では処分ということは考えておりません。

ただし、ことしの4月1日以降に、基本協定書の中に今後そういった行為があった場合に指定管理者としての取り消しをするというような形での追加事項というものを加えていって、4月よりそういった変更の基本協定書により業務を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 私が言いたいのは、コーワ自身が、私どもはこの公園に対して警備をしますと言っているわけなんですよ、この計画書の中で。ならばこれは警備業務でしょうということです。そうすると、この前あった、去年のあったその内容の、送検された内容に合致するんじゃないかということなんです。

私もいろいろ見ました。河川公園をするのに確かにこの基本協定書があるんですが、その後に管理仕様書があつて、指定管理者の募集要項があつて、幾つもあるんですね。管理者には計画書を出させ、報告書を出させ、いろいろあるんですね。すごいな、何ていっぱいあるのかなと。

私、25年度の入札のときに、当時シルバーだったと思うんですね。シルバー人材センターとコーワがあつたと思うんですが、ここの警備業務が、ここが一番違ったんじゃないかなという感じがします。あとは、シルバー人材センターではこういう警備業務は恐らくやっていないなという感じがします。これが判断の対象になったかどうかはわかりませんが、大きく違うのはここだと思いますよ。だって、自分でうたってるんですから、コーワが。これが書いてないんなら僕は思わないんですが。ということは、自分で警備会社だって言ってるわけですから、

これはある意味抵触するということになります。

町長、どうですか、考えは。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、協定書の中で町と事業者さんが協定を結んでいる中で警備部門と町が直接契約を結んでいないというところにあります。これ前も金元議員の質問等でもお答えしましたが、法的にといいますか、業務が違うということでこれを取り上げるわけにはいかないかなと、今そう思っております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） いろいろあるんですが、町長、もう少し考えていただきたいなど。強制するわけでも何でもないんですが、コーワ自身が言っていることですから、これはもう1回、我々も含めて勉強する必要があると思うんです。

いろいろさっき言いましたように、管理仕様書、募集要項あるんですが、この募集要項の5ページには、一部の業務を第三者に委任することができると、再委託ができるということがこの指定管理の募集要項には出てるんですが、基本協定の中では下請の禁止をうたっております。いわゆる中間搾取の禁止をうたっております。だから募集要項ではいいよと言っておきながら基本協定ではだめよと言っていることで、最終的にこの基本協定が全ての全体をこれで統括するということになっておりますが、ある意味、逃げてはおりますが、その募集要項の中でもここら辺をはっきりうたわないと、下請いいですよ、いや、だめですよなんてそういうなのは、二面性のあるやり方、要項に出す場合にちょっと注意していただきたいと思います。

それから、当然ながら今度の議会に出ております内容等になりますと、当然この基本協定書もさわらないとだめですね。そういうことですね。これの変更は出ておりましたか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 議会の議決を経た後に、条例が改正になった後に協定書も変更していきたいと。先ほど言いました取り消しの追加条項も含めて変更していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） それで、コーワが出しました業務管理の事業計画書の中に、事故、事件が発生したときに、最後の最後に町に報告するというくだりになっておりますが、まず最初に町、それから警察ではないかなと思うんですが、そこを

もう一度確認していただきます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 当然、事故等が発生した場合には町のほうに第一報を入れるというのは当然のことだと思います。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 私が言ってるのは、こういうことになってないから注意してくださいよということなんですね。よろしくひとつお願いします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

北陸道、中部縦貫自動車道直結で本町は何をすべきかということであります。

きのう、3月1日に北陸道と中部縦貫道が結ばれました。記念式典では、西川知事、本県選出国會議員等々が大変勇ましい発言をされて、なるべく早く大野まで、あるいは白鳥までというお話をいただいております。大野までは平成28年度まで待たねばなりません。いずれもこれは時間が解決するということですが、今でも福井北から大野まで約20分で行けます。さらにその時間が短縮することになります。橋梁が竜みみたいな格好でうねっております。非常に景観が変わって、それから交通の量も変わり、本当に以前から話しておるとおり、交通の要衝となっております。

ですからここは、あのジャンクションのおりたところは今までもそうであったように、福井市の大和田地区まで10分、いわゆる福井で一番にぎわいのある大和田地区まで10分、それからあのジャンクションの北側には清流地区の優良な住宅地域があります。ならば、この地域、ジャンクションの周り、今、運送屋さん、物流部門が進出しております。今のところ、福井市のほうにあるんですが、このまま放っておきますと今後どうなるのかなと。以前から話しておりますが、今のうちに何らかの手を打たなければとんでもないことになるかなという気がします。ですから、本町のこの地域の開発ビジョン、あればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今お話のありました福井北ジャンクション・インター周辺につきましては、町の都市計画マスタープランの中に新規産業の拠点というふうな形で位置づけをされておまして、将来的にそのエリアをそういった形での位置づけという形で開発していきたいというようなことマスタープランのほうでは掲載されております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） ちょっと具体性に欠けますけれども、今の段階ではやむを得ないかなと思います。

ただ、私が言いたいのは、いわゆる中部縦貫道も北陸道も道であります。その道が大幅に変わったと。それによってどう変わるかと。いわゆる道は人を運び、物を運び、そして情報を運ぶということであります。ということは、あそこだけでとまらずに、やはりあの周りの道路整備からまず始めると。例えば敦賀なんかを見ますと、あの国道沿いに大きな企業誘致の場所を以前から、ありましたね。最近やっとなら埋まってきたようですが。それから、きょうの朝テレビを見ておりましたら、静岡県の富士市だったですかね、用地を確保して企業誘致をやっておるということですが、本町の場合、そういうことはなかなかできないかなと。そのかわり、その道の整備はできるのではないかなと。それによって、いわゆる民活ができるのではないかなという気がします。

特に、これは町長に前も話しているんですが、今の福井北インターをおりたところのあの道に、旧というか、今でも416ですか、あれ。国道。あの両方の416号線を結ばないと、いわゆる居住地区とインターを結ばないと本当の意味はないなという気がします。国の事業はあそこで終わりだということですが、今こそ、県の事業あるいは国庫補助を使ってもあのあたりの整備をする。それと、もう1本、東のほうに道がありますね。これも私は整備しないといけない。非常に、我々農道でも使っているんですが、がたがたです。なぜかいいましたら、大型トラックが通るからですね。この整備も私はする必要があるという思いがします。

ここの考え、お伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今お話のありました2本の道路、それぞれ町道でございますけれども、今、福井北ジャンクション・インターにつながったアクセスの道路につきましては都市計画道路ということで、都市計画決定を受けている道路になってございます。将来的には、今、北陸道と中縦が直結しまして交通の流れが変わってくると思いますけれども、その交通の流れを見ながらそういった車の流れの状況が変化する中で県のほうにもまた要望していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 私の田んぼもあの辺にありまして、今、市街化調整区域では

とんどさわれないんですが、田んぼしかできないんですが、ただ、放っておけばどういふふうな開発がされるのかわからないということで話をさせていただきました。

それで、3つ目の質問でございます。農協改革の中の本町農業の進む道はということであります。

政府は、今国会に農協改革など関連法案を提出しております。農協改革を断行するとしている。しかし、どうもよくわからないと。単位農協の経営の自由度を高めるといふことで、農協が自由に何でもできるということなんです、それによって農家の所得向上や地域のにぎわい創出に結ぶとしているんですが、我々農家からしますと、それでなるんかなと、果たしてそうなるんかなという思いがします。

県内では既に越前たけふが、いわゆる系統組織から離れて独自の経営路線を歩んでおります。マスコミ等で報道されておりますからご存じかと思いますが、この稲作においても国際的な和食ブームを念頭に置いて、すしに着目をし、従来のコシヒカリ、おいしいと言われるコシヒカリからすしに一番合う日本晴栽培に主品目を変更しているようであります。全部が全部ではありませんが、そうしていると。量の積み上げにより一応の成果は見ているようであります。しかし、私の知っている人、何人かたけふにおりますので、農家の方々にお聞きしますと、じゃ、農家の所得につながっているんかなということでは、いや、何も変わっらんよということであります。いわゆるよくわからないのが、ここにあるわけです。

要は、JAの全中、全農改革やJA県中の連合会　　ちょっとわかりづらいんですが、JA県中、これは中央会という別個の組織であります。それを経済連　　共済連と同じように連合会にするということであります。いわゆる中央会は別扱いじゃないよと、もう連合会扱いですよと。それからJA経済連の株式会社化など、いわゆる農協組織のシンクタンクの解体にあるようであります。確かに現状のままでは、農協は本当に今後立ち行かないんかなという感じがします。これは農地の管理も含めてそうなんです、何らかの改革が必要と感じております。例えば、やむを得ず農耕を放棄する農地の中間管理機構の受け手もその一つかなと思っております。

この農業の一大改革期にあつて本町農業はどうあるべきか、お伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君）　農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまの本町の進む道ということで、どうあるべきかということだと思いますけれども、まず農業従事者の高齢化、さらに平成30年に米の戸別所得補償も廃止となりまして耕作放棄地の拡大が懸念をされております。

そうした中で、まず本町として、1つ目には農業経営の効率化を進めるということで、今、国のほうから農家とか地域に補助がある間に農地中間管理機構による農地の集約、集積も進めていかなければならないと考えております。また、2つ目に、今は米主体でございます。そうした中で、これから所得増が見込まれております。レンゲ作物、そういった転換も進めていかなければならないと考えております。それと3つ目の前に、2月に実は地域振興作物を生産している方とタマネギ、ニンジン、ピクニックコーン、そしてレンゲ米などの有機農業者と、この5回ほどに分けて生産者の意見交換会を行っています。そうした中で、どちらの生産者の意見を申し上げても、まず1番目に生産意欲が湧くためにもうかるような対策を講じていただけないかという意見が多数ございました。そうした中で、こういうもうかれれば多少労力が大変であっても我慢できるというご意見が多かったです。そうした中で、3つ目に町が進めております地域振興作物の規模の拡大や品質向上、そして6次化などもございます。そういった頑張っている生産組織などや、また農業への生産意欲がある農業者に対しまして支援していかねばならないとちょっと町のほうでは考えております。

そのほか、耕作放棄地を少なくするためにどうしたらいいかということも含めまして、まず中山間地域の農地につきましては、今、国のほうの中山間地域等直接支払交付金がありますので、そちらの活用、また引き受けが少ない兼業農家に対しましても、農家が自立できるような対策を、これにつきましては認定農業者とか農業従事者とかJAなど関係機関と連携を密にしまして、今後の農業改革に町としましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） やはり今までどおりの、いわゆる施策、農地の集約による農業者の 〃〃〃〃も、これも大事です。

それと、やはりそういう施策を打っても、私もそうなんですが、2種兼業農家いわゆる家族農業も現におられますし、私は出したことないんですが、全体的な割合にすると結構あるんじゃないかなという気がします。こういうところは、た

だ単に損か得かでやってるんじゃないんですね。おいしい米、うまい米を、それから親戚、家族にも食べてもらうというような要素でやっておられるということですから、そういう農家にもやはり目を向けていただけないかなと。

それともう一つ、3年前にも、前からお願いしてますが、県大3号、小麦です。これも私以前から言っておりましたが、先ほど中村議員がコシヒカリが新潟にとられたと言っておりましたが、あのときも「本町がやらないとよそにとられますよ」と何回か言っておりましたが、結局本町の着手がおくれて、もう県大3号は永平寺が「県大3号ですよ」と言っても「何を言うとするんや」という話になっております。それくらい非常に取り組みが遅い。ご存じのように、小麦は穀物の中で一番汎用性が高く利用価値があるということでもあります。もう既にいろんなところで使われております。ここらあたりも積極的な応援をお願いをしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず初めの兼業農家、実は今、農林業センサスで統計調査を行っています。これは5年に1回行っているということで、今、27年度についてはないんですけれども、22年、この年の農家戸数が917戸ございました。そのうち兼業農家数は586戸で、そのうちの第2種兼業、これが535戸ということで約60%弱ですかね、の兼業農家がおられます。これは2種ですけれども。

そうした中で小麦の話、実は四、五年前になりますかね、そのときには平成23年度ですか、そのときには小麦、最初でしたけど、2.6ヘクタールつくっております。24年度が減って0.8ヘクタールですかね。それと、25年度で0.9ヘクタール。その中で26年度はまた7ヘクタールとふえています。この小麦が多分ふえたというのは、実はこれまで農業に対しての担い手の集積の補助金ということで、大麦をつくった方には、5反以上つくった方に1反当たり1万7,500円の補助をしておりました。そうしたら25年度からですかね、小麦を地域振興作物として指定をいたしまして、5反以上はちょっとなかなか難しいということで普通の地域振興作物と一緒に100平米以上の通常の農業者に対しても同じように1反当たり1万7,500円補助することにしましたおかげで、現在、その影響もあつてか知りませんが、今7ヘクタールとちょっと徐々にふえています。

今後ですけれども、実は生産者の考え方もありますけど、これ販路がまず第一

なんですね。そういうふうなことで、今後、生産者とか販路先ということでJ Aとも相談しながら、またさらにちょっと取り組みについてはこういう協議のほうはしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 以上よろしく願いをして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

2時40分より再開いたします。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、4番、朝井君の質問を許します。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 4番、朝井です。

4点質問させていただきます。1点目に、地方創生、活気ある温かな地域づくりの方向性は。2点目、地方創生交付金で地域住民など緊急支援策は。3番目に、高齢者の孤独死を防ぐ認知症の早期発見の対策についてを。4番目に、買い物難民支援策について。この4点を質問いたします。

まず1点目でございますが、地方創生につきましては、前議員からお話がありましたとおり、私も少しお話しさせていただきます。

地方創生は、国と地方を通じて産業振興やインフラ整備に注目されています。今考えなければならない地方分権の理念が目指した方向性ですが、個性的な地域社会をつくり上げていくためには、未来に向けてのことであります。今、子どもたちや未来の子どもたちが希望を持って地域にしていく、言い換えれば住民幸福度の高い地域を考えていくことではなかろうかと思えます。そうした意味で、地方創生は地方自治体の総合戦略策定を前提として取り組みを進めていると思われまます。この中で、地方創生の計画の中に、今、何を目的を達成するのかということでございますが、つまり、可能なある選択ですね。今それをどういうふうにしていったらいいのか、そういうことを行政は考えていただきたいと思えます。

また、まち・ひと・しごとの創生に係る長期ビジョンといたしまして、総合戦

略、先ほど言いましたが、本格的な取り組みが町としてはされていると思いますが、まず人が肝要であり中心でなければなりません。どこまでも人に視点を置いて、第1に地域仕事支援事業、地域に必要とされる人の地域の仕事の生活情報を一体的に提供しながら魅力ある仕事をつくり、必要な人づくりを進めていかなければなりません。第2に大学生などの地方定着の推進、それぞれの地域で必要とする人材を確保するために、地方大学の進学、地方企業の就職。全希望者に無利子で貸し出す制度、まず希望者全員が奨学金を受け取られること。非正規雇用者の環境の悪化に伴い、無利子の奨学資金、給付型奨学金の充実を図っていただき、高校生などにも奨学金の給付金をとってはどうかと。

今、市町におかれましては、教育費の負担の軽減を目指していると思われませんが、本町としてはどういうふうにされておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから次に、子ども・子育て支援制度について、保育士の待遇改善、待機児童の解消加速化 いただきたいと思います。

地方創生につきましてはそういう点でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） それでは、大学生などの奨学金というような質問がございましたので、それについて答弁させていただきます。

学費の軽減ということではございませんが、大学生に対する奨学金制度につきましては、平成27年度に新たに教育資金支援制度という新規事業を実施する予定を行っております。奨学金制度ではございませんが、内容は、金融機関で教育ローンを借りた方に対しまして利息相当分についての定額を助成するというような制度を創設したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） では、地域包括システムについてお伺いいたします。

後期高齢者（75歳以上）が人口の約5分の1を占めている時代でございますが、今、大きな問題となっていますのは医療の危機でございます。今、入院患者の半分が75歳以上でありまして、まず要介護という原因となっております。

それにつきまして、本町では地域包括システムはどのようにされておられるのかということですが、お聞きしましたところ、社会福祉協議会に委託されておりますが、今の現状ではまだ我々地域住民の皆さんに対しては地域包括システムと

いうもの自体がまだいまだにわかっておりませんので、明確にお答えいただいて、
または町方にて皆さんにおすすめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの地域包括ケアシステムでございますけれども、まず社会福祉協議会というものは、地域包括支援センターを、現在、社会福祉協議会のほうに委託して実施しているということでございます。ですので、地域包括支援センターとケアシステムについては違うということから、まずお願いしたいと思います。

それで、地域包括ケアシステムというものでございますけれども、これは国が団塊の世代が75歳以上に全員なるであろうと想定している2025年、今から約10年後をめどに、重度の要介護状態になったとしても、地域——在宅でですね——医療とか介護、また住まいとか生活支援が一体的に供給できるシステムの構築を各市町が行うということで、地域包括支援システムを2025年度までに全市町に求めているというものでございます。

この地域包括支援システムでございますけれども、基本的にはおおむね30分以内に必要なサービス、そういったものが圏域で構築されるということが目標でございまして、永平寺町においては1つの包括ケアシステムという形で1町を1圏域として今後やっていくというふうに考えてございます。

この地域包括ケアシステムでございますけれども、基本はいわゆる在宅医療と在宅介護、それともう一つございますのは入院とか施設入所、特に、まずかかりつけ医で受診をしましょう、福井大学医学部のような急性期病院といった病院での診療、また介護が必要になった場合には在宅系のデイサービスといったサービスを、施設系いわゆる特別養護老人ホームといった施設のサービス、また、総合支援事業と申しまして、いわゆる自治会やボランティアによる生活支援、また今後いろんな介護予防を行うことができる、そうしたサービスをあらゆる角度から永平寺町全体でやっていこうというのがこの包括支援システムでございます。

このシステム構築のためには、在宅医療機関、また在宅施設の介護関係機関との連携、また認知症施策の推進としての認知症ケアパス、生活支援コーディネーターの充実とか生活支援、介護予防の体制整備におけるコーディネーター、こういった配置が必要となってまいります。かなり各市町においてはハードル的には高いものでございますけれども、町としましても、今、包括支援センターを中心にいろんな他職種連携で協議をさせてもらってます。今後、在宅医療と介護連携

をした協議会等におきまして、今後の地域包括ケアシステムのあり方をいろいろと検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 次に、魅力ある地域づくりについて。人口減少、超高齢化社会におきまして、就職支援、地域へ人材の還流を促し効果的な支援のために地域おこし協力隊はどうかということでございます。

地方の若者の移住を促し、地域活性化の ためにするために都会から過疎地などに移り込んでくる地域協力活動に取り組む隊員を募集し、地域おこし協力隊をつくったらどうかということですが、この若い世代が地域に移住するために1年なり3年移住した場合、その1人当たりに対しての補助をしたり住民の生活の支援をしていただいたり、空き家管理、イベントなどに参加をしていただいて、おじいちゃんやおばあちゃんの温かさも触れて、そしてまたそこに住み続けたいと思いがあのような地域おこし、若者の移住を促す計画はどうでございましょうか。ひとつお願いします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域と条件不利地域に住民を移動するというので、生活の拠点を移した者を地方自治体が地域おこし協力隊として委嘱するものでございます。永平寺町、福井県内において過疎地域等の条件不利地というのがそんなにはないかと思っておりますけれども、そういった形が主な内容でございます。

隊員はやっぱり一定期間、地域に居住していただいて、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら地域の定着、定住を図る取り組みでございます。今のところ、県内におきましては、12市町で19名の地域おこし協力隊が活躍をしているところでございます。

町では、平成27年度に地域おこし協力隊といたしまして1名の嘱託職員として採用をする予定で考えております。この採用嘱託職員につきましては、町の観光事業の振興で活躍していただこうと考えているところでございます。そういったところから、議員さんがおっしゃいましたこの3年の間、町がしっかりとサポートして観光の、永平寺町の大本山永平寺という素晴らしい観光資源がありますので、それをしっかりと誘客のためにも観光客の増加にもつなげていきたいとい

うふうに感じているところでございます。

ただ、今、お一人の嘱託職員の方が定住促進につながるかどうかというのは、これはまた別問題でございまして、これから地方創生においても都会から地方への人の流れをつくることというふうになっております。町といたしましても創生の総合戦略に地域おこし協力隊を位置づけ、地域の独自性、観光資源を生かし、ひいては若者が定住するまちづくりを目指したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） では次に、安心な地域づくりといたしまして、国と地方が連携して防災、防犯についてでございますが、土砂災害や水害などが多発する今日、町としては、防災対策に取り組んでいる状況、そして交通安全対策など、そして地域防災対策として通学路の安全向上などの交通安全に向けた取り組みを推進されていると思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 安心な地域づくりにつきましては、国と本町が連携し対策を実施しているものが何点かございます。防災対策につきましては、消防庁が整備推進する全国瞬時警報システム、いつものJアラートでございます。こちらからの気象警報や地震発生等の防災情報を、防災行政無線放送を自動起動することや、また登録制のメール、ホームページによる情報配信を自動連動することにより、同時に正確に速やかに情報を住民の皆様へ伝達しているものでございます。

また、災害時には自衛隊の派遣もお願いする場合もこれから出てくる場合もございます。今後、自衛隊との連携も図ることから、町の自衛隊協力会の設立も考えているところでございます。

防犯対策につきましては、県補助の安心で明るい通学路普及促進事業を活用させていただき、子どもたちが安心して通学できる環境づくりを推進するため、平成24年度から平成26年度までの3カ年にわたって計74基のLED防犯灯を整備させていただいたところでございます。

交通安全対策につきましては、交通安全対策特別交付金により交通安全施設等——これはカーブミラーあるいは区画線——の修繕及び新設などを実施し、通学路等の安全対策を図っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） では、一番初めの最後になりますが、活力ある地域づくりといたしまして女性と若者の活躍の支援推進についてお伺いいたします。

女性の活躍に関しては、子ども・子育て支援新制度を着実に推進することに加え、妊娠、出産、そして出産直後の母と子をサポートする。若者の活躍については、就労支援、正社員化などの雇用対策やUターン就職などの支援、地域と大学が協力しての地域づくりがどうかと思われませんが、町としては大学との地域づくりに連携されていることをお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） まず、私のほうから、子ども・子育て支援制度についての町の対応ということでお答えさせていただきたいと思います。

国では、いわゆる妊娠、出産といったものを、また出産後の母子の支援事業の展開として、これまで個々に行っている妊娠期から子育て期に当たる支援についてワンストップ拠点、これ仮称ですけれども、妊娠・出産包括支援センターというものを立ち上げて、地域における子育て世帯の安定感をつくっていきなさいということと言われてございます。これは、出産から子育てに関するさまざまな情報を一元化して住民の皆さんに情報提供し、また相談事業といったものをきめ細やかに行いなさいということを目的にしてございます。

永平寺町では現在、保健センターにおきまして保健師が、妊娠前におきましては不妊相談やいわゆる出産への普及啓発、妊娠期におきましては妊婦健診に係る費用、また妊婦さんに対する助言、また出産1カ月後をめぐりに新生児宅を訪問したり、産後におきましては新生児に対する定期検診や予防接種といったサポートを実施しておりまして、国が示すようなものを既に町では行っているのではないかとこのように思っております。

ただ、今後さらに母子保健事業を強化していきながら、いわゆる妊娠期から出産期、そして子育てに関する一連のサポートを今後とも強化していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 就労支援といいますか、若者の就職の立場から答弁させていただきます。

若者がより多くこの地域に就職していただくということは、活力あるまちづく

りには大変重要なことと考えております。

町といたしましては、福井県が運営する学生のための就職情報サイト「働くなら、福井!」、正規雇用を目指す若者を専門的に支援する福井わかもの支援コーナー、これはハローワーク福井などのほか福井大学、福井県立大学とも絶えず連携をとりながら、若者にこの地に就職していただけるよう、町の広報紙及び町のホームページに、見ていただくと、「就職」というところのボタンをクリックしていただきますとその情報が取り入れられるようにリンクを張っております。そういうふうなことから、若者の方にいろんな情報を提供するという事に努めております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） それでは、子育ての点でご説明させていただきます。

今ほど福祉保健課長、商工観光課長が答弁しましたとおり、これからの時代につきましても、活力ある地域づくりについて若者や女性の活躍は必要不可欠なものというふうに考えております。特に人口減少とか少子化対策を行っていく上では、子育て支援の充実について、若い夫婦とか子育て夫婦にとっては、子育てに優しいまち、魅力あるまちとして感じていただけるものと思っております。

また、4月から子育て新制度、議員さん先ほどお話触れましたが、新制度が始まりますが、ことしから5年間の地域の子ども・子育て支援の総合的なあり方について載っております。先ほど福祉保健課長が申しましたとおり、妊婦さんから乳幼児あるいは訪問乳幼児健診から一連の流れでずっと子育て支援を行っております。特に保育料の定額とか、気がかりな子に対する保育カウンセリング事業あるいは未就学園児の一時預かり、子育て家庭への家事支援、毎月第3日曜の子育て応援の日などというさまざまな事業を行っているところでございます。

今後とも、この子育て支援計画にのっとりまして、若者に対しても将来結婚して子どもを産み育てるなら永平寺町でとっていただけるよう、今後関係各課と連携のもと、さらに事業の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） では、2番目の地方創生交付金で地域住民などの緊急支援

策はということで質問します。

今、国におかれましては、地域消費喚起・生活支援型の交付金といたしまして2,500億円を活用した事業、プレミアム商品券の発行がされました。この商品券発行は、地域経済の活性化につないでいくためにどのようなことが必要か。町といたしましてはどういうふうな割合でプレミアム商品券を発行されるのか。

1つは何が買えるのかという問題点と、2つ、どこでそれを使用できるか、誰が使えれるのかという視点から考えまして、例えば幾ら、1家庭で1万円の商品券を買えるのかとか、家族で何セット買えるのかとか、いろんな問題点があると思いますが、その点は町といたしましてはどういうふうにお考えでおられるのかをわかりやすくご説明をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 地域消費喚起・生活支援型を使った地域住民のプレミアム商品券についてということでのお問い合わせと思います。

現在、町といたしましては、プレミアム商品券の発行事業を計画してございます。町内商店で使用できる商品券の購入に際しまして30%の割増しを行いまし、1枚1,000円の商品券13枚つづりで1セット1万3,000円分を1万円で販売、発行は1万2,000セット、総額1億5,600万円を考えてございまして、4月末の発売を今現在商工会と協議中でございます。

また、何が買えるか、どこで使用できるか、誰が使えれるかということですが、まず、国及び県の条項もありますが、国の指導によりますと県外資本の商店につきましては1万3,000円のうち1,000円にかかってだけ使用できないような取り組みをせいというふうな指導が来てございます。これにつきまして町内でいろいろ検討もさせていただいておりますし、商工会とも打ち合わせ中でございますが、おおよそ1,000円分については県外資本の商店では使うことはちょっと難しいやろうということで考えております。

また、どなたがということで、もちろん町民とか町内にお住まいの方、町内で就労されている方にはお買い求めいただけるようなことで今協議中でございます。なお、お1人様3セットとさせていただいて、家族の方全ての方を対象とさせていただいております。

売り出しにつきましては、また事前に各戸に周知文を配布させていただくなどして、この事業に十分のついでいただけるような対応も考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） これに関してですが、多子世帯に対する支援、大学生などの奨学に関してもどかなされるのかということですが、例えば高齢者や障がい者、子育て世帯については、はがきによる事前予約を工夫されてはどうかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 高齢者とか、要は弱者に対しての配慮ということでお話をいただきましたけど、現在、子どもさんが3人以上いる家庭と低所得者家庭の一部について子育て支援課のほうで対応を考えてございます。1セット購入当たり1世帯1回限り2,000円の補助をするというふうな県の補助事業もありますので、それに乘らせていただいて、町もあわせて考えていくというふうな取り組みをやっております。

また、高齢者等につきましては、今後、商工会との協議であわせてまた検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） では次に、地方創生先行型について、市町の地方版総合戦略の早期策定を財政面から援助し、地域の若者の定着を支援するために地域しごとセンターは町としてはお考えですか。今あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型でございますけれども、地方版総合戦略の早期策定と地方創生に関する優良施策の早期実施を図るため、国の平成26年度補正として 交付金で永平寺町としても早期に取り組む必要性があったことから、3,300万円を平成26年度3月補正として事業費を計上させていただいたわけでございます。

お尋ねの地域しごと支援センターの設置につきましては、国の総合戦略目標分野であります地方における安定した雇用を創出するに資するものと考えられますので、永平寺町としても平成27年度に予定しております永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の際に、検討事項の一つとして関係各団体のご意見を伺いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） では、続きまして、地域少子化対策強化交付金があると思
いますが、少子化問題に対応するための交付金で、結婚、妊娠、出産、育児など
の切れ目のない支援、地域少子化対策強化交付金はどのようになされておられる
のか、お聞きいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） これも国の地方創生の目標分野の一つとして、若い
世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというものがございませう。比較的高
い地方の出生率をさらに伸ばして人口減少に歯どめをかけていこうというもので
ございませう。

永平寺町においても人口減少は喫緊の課題と考えていますので、平成27年度
に策定予定のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても人口減少対策として現
在行っている事業も含めて、結婚、妊娠、出産、育児など切れ目のない支援、実
効性のある計画、戦略を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 今ほどのご質問でございますが、この交付金につ
きましては、今ほど企画財政課長が答弁したとおりでございます。

結婚から妊娠、出産、育児までの切れ目のない支援を行うための交付金というこ
とで、本町につきましては、結婚相談、若者出会い、妊婦健診、乳児全戸訪問、
乳幼児健診、すくすく保育、すみずみ子育てサポート、放課後児童クラブ、子ど
も医療費無料化、学校給食無償化、それからえちぜん鉄道を利用する学生さん
に對しましての通学定期券の購入の際の助成と、生まれる前から高校生までとい
うことで切れ目のない支援を既に実施をしているということでございます。

今後、国や県の動向を注視いたしまして他の事例を調査しながら、町の実情に
適しました新しい先駆的なものを、今後とも、福祉保健課、保健センター、子
育て支援課、学校教育課、その他関係機関と連携を深めて考えていきたいとい
うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 次は、3番目に参ります。

高齢者の孤独死を防ぐということで、今現在、ひとり暮らしの65歳以上の高
齢者を対象にした緊急通報システム、このシステムは、孤独死を防ぐためにい

んな装置がございます。まず空間センサーとか熱センサーとかいろいろなの、今現在、町から出されている、町民の皆さんの家庭につけられているセンサーがございますが、それは煙だけだと認識してるんですけど、熱ですね。炎が上がったときのセンサーの感覚と、それから家の中で煙、熱センサーが鳴ったときに外部に、近所に知らせる通報というんですが、鳴らないんですね。そういった赤色灯というんですか、玄関先につけられて、もしそういった場合に鳴ると。そういったことはどうかなと考えました。

そういうひとり暮らしとか高齢者の安全のために地域でそういうことをしていただくのと、人の動きやドアのあけ閉めの感知でそのセンサーが動く。だから、最近、新聞受けに2日も3日も新聞が入っておって、いるのかおらんのかわからない状況の家庭がちょっと見受けられます。そのために、やはり近所の皆さんの協力を得たりいろんな方のご協力をいただかないと、そういう高齢者の孤独というんですか、ひとり暮らしの方がたくさんおられますので、そういう点を、何かいい方法がないかなと思っておるわけですが、台所の天井の上に設置した熱センサーとかそういうことをつけていただいて、近所の方とか民生委員の方とか、そういう方が お回りいただいたときにそういう不審感とかいろいろなことがあった場合に早急に消防なり救急なり通報するというシステムはいかがかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 現在、永平寺町では、ひとり暮らしの高齢者の方を対象としまして緊急通報システムというものを設置させていただいております。これはどういったものかと申しますと、まず、ボタンを押すことによってコールセンターのほうに連絡が入るというものでございます。永平寺町内では大体120軒余りの高齢者のご自宅に設置されてございます。

今ほど言いましたセンサーという話でございます。確かに以前からセンサーの問題につきましては、緊急通報システムといわゆるセットとして。なぜかといいますと、認知症の徘徊等を防ぐような形で、いわゆるドアをあけ閉めした場合にそうしたセンサーをつけたらどうだというふうなお話も実はございました。ただ、なかなか、費用というもの、それと、今の場合ですとひとり暮らしのお宅の場合には、やはり元気な方はいろいろ出入りされましていつも電気がつけっ放しになるとか、回数が相当頻繁に電気がつくとか、どこでスイッチを切っているかということもありまして、今後、そうした認知症対策の中での一つの要因として玄関

先でのセンサーといったものについても福祉保健課としては考えていきたいなどというふうには思っています。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ひとり暮らしというんですか、たくさんおられるようになりましたので、できれば、今百何十件とか言われましたけれども、早急に、やはりそういう方の家庭を訪問されてつけていただきたいと思います。

次に、認知症の早期発見の対策をということですが、認知症は、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなるという障がいですが、今、生活に本当に、我々もう2年か3年になるとなるかもわかりませんが、そういった面で認知症の早期発見、それを診断を目指して認知機能の低下を簡単に調べる認知症気づきチェックリストというんですか、そういうものがあれば早く気がつくのではないかとということですね。そして病状が軽いうちに医者に行っていたら、そして診断いただいて認知症の、回復を勧めると。早く気がつけば病状が軽いうちにできますので。

この認知症というのは本当に誰にでも起こり得る発病でございますので、町として何らか手を打っていただいて、広報紙などにわかりやすく、認知症というのはこういうときに起きるんですよ、こういうのがありますよと広報紙に載せていただいたりして、自分で診断できるかできないか、家族の方とお話できるような方法をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） まず、認知症の早期発見ということでございます。

永平寺町では、平成26年度から、いわゆる認知症につきましての早期発見、そして医療機関への受診勧奨ということを実はさせていただきました。

ただ、これからなんですけれども、認知症につきましては一番多いのはアルツハイマー型の認知症、また脳挫傷といった脳の障がいに伴う認知症がございます。27年度からやりたいと思っておりますのは、まず認知症ではないかと思われるのは、一応12項目のそうしたチェックリストがございます。町としましては、平成27年度から、いわゆる定年齢に達した方に対してそうした通知を出させていただきたいと。ご回答をいただきまして、そこでチェック項目にひっかかった方につきまして、これは近くの医療機関で、MMS Eという認知症の検査をするものがございます。これは医療機関で無料で受診してくださいというふうな勧奨をし

て、もしそこでMMSEの結果として認知症ということで結果が出れば、いわゆる本当に専門病院のほうでより受診していただくと。ちょっと3段階になるんですけれども、認知症につきましては、ことしも百何十人の方が受診していただきました。

ただ、中には「私はなっていない」とか言う方もいらっしゃいます。ですけれども、町としましては、今年度からはそうした定年齢の方に対して通知し、そして勸奨をし、早期発見につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今、課長からの答弁の中にございましたが、できるだけ町報においてわかりやすく、課長はわかっておられるんですけど我々ぼんくらはわかりませんので、わかりやすく載せていただいて、チェックできるような体制をとっていただきたいと思っております。

最後に、買い物難民の支援策についてでございますが、皆さんご存じのように、町内においてある業者がおやめになったとかいろんな点がありまして、買い物が不自由になっている高齢者などを支援しようと高齢者買い物支援事業が、ある町内にやられているところがございます。

今現在、町内65歳以上の方、それから身体障がい者とかタクシー助成事業を登録されている方、そういった方に少しでも支援をしていただきたいということなのですが、今、福井の商店街では、みずからの生き残り福祉の両立を兼ねて取り組んでいます。わかりやすく言いますと、電球1個、大根1本まで配達無料、買い物弱者のお年寄りを助けるお助け便というんですか、そういうものをおられます。

それにはどうしたらいいかということですが、今現在、皆さんもご存じかと思いますが、東古市のあそこで、福井口にありますハーツさんがハーツ買い物ツアーというのを10人乗りの車で午前中2回とかやられております。そういった点でやられておられるんですが、上志比におかれましては、「何もない。だから買い物に行くのも不便でどうしようもない」「息子に言うても買ってきてくれないし困っている」という現状が多いんです。

ですから、この買い物弱者対策の改善を目指すにはどうしたらいいかということでございますが、ぜひとも行政のお力をいただき、そして地域の商店街とも力を合わせて、弱者を いただきたいと思っておりますが、なかなか宅

配無料ってなってくると金もかかる、維持費がかかってまいりますので、ぜひとも行政と加盟店と配達業者の3者が、買い物難民を救うために住みよいまちづくりのお助け便を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほど議員さんおっしゃいましたハーツでございますけれども、実際お話を伺いますと、松岡、永平寺地区においてはいわゆる車での移動販売といったものはしてございます。

いわゆる買い物難民と申しますか、買い物でなかなか不自由をされている方へのサービスとしては、やはり移動販売、宅配、また買い物代行とか店舗への送迎といった手法が考えられるかと思っております。やはりどうしても買い物をされる方に、例えば移動であった場合には地元の店舗さんにもご迷惑がかかるといったこともちょっと聞き及んでいる部分もございます。

ただ、町といたしましては、やはり実際にお店の方とかにこうした宅配ができないかどうか、また、そうした移動販売の可能性といったものにつきまして地元の商工会を初め事業所の方とちょっと話をさせていただきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 一応私の質問事項といたしまして4問お伺いいたしました。

どうか行政の方々におかれましては、ぜひとも地域住民のために頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、1番、上坂君の質問を許します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） もう7問目ぐらい行きますとかなりダブっている質問がありますので、私の質問する地方創生を生かした新規事業、答弁が同じようであれば何々議員に答弁した内容と同様ですということで結構ですから。一問一答にふさわしく、なるだけ細かくお聞きしたいと思いますね。

それで、1番目の質問ですけれども、27年度の予算の特徴。

これ12月も町長もどういうふうな考え方で予算を編成しますかと、それで本年度の予算編成が出てるわけですから、自分の作成した、こういうふうな思いで予算編成をしましたと、まずそれをお聞きします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、今回、地方創生元年ということもありまして、そういった地方創生のことについても考えながらの予算編成となりました。

ただ、ご存じのとおり、継続している大型事業もございます。また、いろいろな施設、いろいろなところが老朽化、修繕が必要になってきております。そういったことも考えながらの予算編成となりました。

言うまでもなく、福祉、子育て、そして教育の充実は、やはり福祉サービスという点で継続していかなければいけない中で、もう一つは、新たな独自性を持ったまちづくりの中、地域の住民の人がどんどん輝けるといいますか、そういったことも考えながら行いました。例えばボランティアの育成であったり、自主防災組織の、各地区からそういった方を委嘱しようとか、いろいろ住民の皆さんが自主性を持って行えるようにすることも視野に入れながら考えさせていただきました。

行政改革、財政改革だけを訴えてますと本当に削減だけのまちになってしまいます。やはり収入面、こういった面も考えてそのバランスを、ブランド発信をして住民サービスが落ちるようではだめですし、そのバランスについては本当に気を使わせていただきました。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） そこで、本年度予算組んだときの一番の目玉政策ね。そんなにいっぱいありませんから、何か2つか3つで結構ですから、手短に挙げていただければと思います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 目玉政策ということでございますけれども、2点申し上げます。

1点は、観光振興に重点を置いた予算ということが言えるかと思います。具体的に申し上げますと、松岡地区においてはふるさと創造プロジェクト、そして永平寺地区においては永平寺門前の観光街並み魅力アップ事業、そして上志比地区においては道の駅、地域振興施設といずれも継続事業でございますが、観光客の皆さんが大本山永平寺だけでなく、松岡地区、上志比地区の観光拠点の施設に立ち寄っていただき、少しでも長く永平寺町に滞在してもらうための事業に継続して取り組んでまいります。また、特徴といたしまして、総務省が推進します地域おこし協力隊を活用して観光情報の発信や誘客のための企画実施あるいはインバウンド対策など、そういったソフト事業の充実を図り、観光振興に重点を置いた

取り組みをしまいたいというふうに考えております。

あともう1点は、これも継続事業でございますが、災害に強く誰もが安心して暮らせるまちづくりを着実に推進するというところで、消防力の強化として、26年度から進めております新消防庁舎建設及び消防救急デジタル無線、高機能消防指令センターの整備について継続して取り組んでまいります。また、気象情報等の防災情報を、こしの国ケーブルテレビの行政チャンネル画面に文字スーパーを数分置きに点滅させる、迅速な情報伝達を行うことで防災体制の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 新しいことばかりやってたって。行政は継続する、積み上げていって一つ一つ、いいまちづくりにはやっぱり時間もかかるわけですから、そういう意味では、まあこんなもんかなと。こんなもんかなというのは、評価が高いという意味でこんなもんかなという意味ですから。決して低いうって意味じゃないですからね。

それで、事細かな予算編成は、大きいのはわかりましたけれども、私、教育とか子育てをちょっと見てるときに、今、学校の児童生徒の通学の、これは大体何十キロを基本として学校の設置というのは考えてるんですか。永平寺町ではそれに当てはまらないところいっぱいありますけど、一応通学の距離。いや、わかんないですよ、別に。たしか30分以内ってこと。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 大体文科省の話では、小学校では4キロ、中学校では6キロというような答えになっております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 4キロというと30分じゃ無理やね。1時間ぐらいやね。

何か最近のこれ見ると学校の統廃合をね。今、児童数とか生徒数が少ないときに再編成を考えたらと、もしそういうふうになれば国としても補填というか、するというふうな中身が出てましたけどね。

永平寺町を見ると、今現在、これどうなんですかね。児童のほうでバスと、電車もあるんですかね、通学には。その実情を課長のほうでちょっと

。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 議員仰せの遠距離通学の定期代という形で答弁させていただきます。

遠距離通学の補助金につきましては、永平寺町児童及び生徒に係る遠距離通学費補助金要綱により、永平寺町内の小中学校に公共交通機関の定期を購入し通学する児童生徒で、小学校は2キロ以上、中学校は3キロ以上の通学距離がある者を対象として出しております。支給額は、購入した1カ月定期、えちぜん鉄道の場合ですと1割の補助がありますのでそれを除いた金額になりますが、それから2,000円を引いた金額の購入月数、夏休みの期間、8月分については対象となりませんが、約11カ月分を補助金として年度末に支払っております。

25年度の実績でいきますと、小学校33名で23万7,570円、中学生が11名で29万4,990円、合わせまして53万2,560円の補助金を支給しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それで最近ですかね、私直接に聞いてませんが、中学校へ行くのか小学校へ入るのかわかりませんが、その親御さんから、清算が年度末なんですね。極端に言うたら1年後でないと来ないわけですから、そうすると入学するときに一時的に非常にその負担がね、 感じると。ほんで今金額見たら、両方足して53万2,000円でしょう。これはもう町長の決断一つやけどね。

やっぱり子育てしたいまちとか、特に小学校、中学校といったら義務教育でやっぱり学校へ行かせなくちゃいけないわけですから。そうやって見るとこの通学費ぐらい、もう給食費もただにして、医療費もただにしてるんやから、あと学校へ健康で不登校にならないで行ってくれば、こんな安い教育的投資ね。また親も育てやすい環境になるわけですから、私はそういうふうに1回、無料化というところで考えてもいいんじゃないかなと思うけど、その辺どうですか。まあ所管の課長でもどっちでもいいけど。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 今議員さん仰せの質問でございますが、やはりある程度の負担というものは当然必要かなというふうに思いますし、補助要綱に基づいてやっておりますので、それらを重視してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） もちろん要綱があることはわかってるんですよ。わかってた上で、じゃ、たまたま学校の近くにいる人が全然こんなもんかからんし、ちょっと遠いところにいたらお金かかると。だから、今のが悪いんじゃないですよ、そういう考え方でいくと、やっぱりこんな遠い田舎に住むのはやめようと若い人はどんどん便利なところへ行っちゃうと。結局自分たちの地域の中で子育てという、ある部分では要綱があるために逃げ出す要因にもなってるわけですから、ここは、それは6,000万とか6億かかるんなら、それはうんとは言わんけどね。逆に言ったら、同じ義務教育で学校へ通学するときに、片一方は交通費かかって親が負担せなあかん、片一方は近いから全然かからないというね。そうすると、教育に対する機会均等という精神とかはね。絶対もらわなあかんってまで決まっていわけですから。そうでしょう。

だから、ここは政策の、子育てを大事にしたいんやと、本当に若いというか、子育てしやすいまちにしたいんやと。元気で学校へ行って一生懸命勉強してもらおう、また体も動かすと、そういう政策的な配慮をして無料にしたって、誰も町民はおかしいって言わんでしょよ。だからこういうところはちょっと考え直すべきだったかなと。もう予算書出てますから、ちょっとその辺のことを聞いてね。

それから、普通、バスなんかで、スクールバスで行けばちゃんと場所があってそこまで子どもが行くっていう安否確認もしやすいんですね。ところがえちぜん鉄道で行くと、ちょうどその辺ぐらいでダブってね。片一方は保育園や幼稚園へ送らなあかん、片一方は学校へ送る時間というね。一遍にはできないわけですから。そういうふうなところを見ると、地域によって少なかったら別にタクシーで学校へ行くだけですから、かえってそのほうが年間経費はよっぽど安く上がるんじゃないかなと。ですから、あらゆる点を考慮してね。これはまた返答は6月に聞きますから、今すぐ無料化せいと言うわけにいかんですから。

ほんなら、町長のほう

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補正予算で公共交通機関の——これはコミュニティバスですが——調査費の委託をお願いをするところでありまして。その中で改めて、この永平寺町のコミュニティバス、町が運営するバス、交通体系について調査していただくと思っております。その中でスクールバス、それに対しましても一度調査をお願いしようと思っております。

予算書は今年度は計上させていただいてますということで、よろしくお願ひします。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これはやっぱりこういうふうにやると。本当にこれから子育てするときにお金がかかりますから、人に優しい、子育てしやすい永平寺町ということですね。この実施は金額よりもはるかに大きいと思いますよ。ですからあんまり前例にとられることなく、もうこの際やから本当に子育てしやすいまちをつくってあげたいと思いますよ。そのかわり、要らんとところは削ればいじやないですか。当然の話。

これは一つこの辺で置いときますかね。予算に関してはね。

あと、2番目のほうの地方創生っていうこれがあったんで、産業的には、今いろいろソフトの事業とか聞きましたけれども、永平寺町で創生ということはこれからつくり上げていくということですから、主にどういうふうな産業。産業って多分幅広いですから、例えば農業とか商工業、それから製造業、さまざまな分野があると思いますけれども、そういう分野に関して具体的に永平寺町でこれからもっともっと頑張ってもらいたいと、要するに行政が補助金、助成金出して、もちろん国のお金も使ってどんどん頑張ってもらいたい。そういった部分の明確化をしないとね。ただ言葉だけで地方創生って言ったって、具体例がなければ何の意味もないんでね。

じゃ、去年あったみたいな、もう水田やってももうからんから、あれ轟ですかね、ハウスか何かあったの。そうやね、たしか。ああいうふうに積極的に活用してもらいたい。ただ、個人にはなかなかしにくいと思うんで、やっぱり5人以上のそこの生産組合なんかをつくってもらって、それで責任を持ってちゃんとやってもらいたい。

ですから、前も言ったけど、春江のところで洋服屋さんが、屋根
土、そこでハウレンソウをつくってるんやね。そうするとハウスやから虫が入ってこないんですよ。ということは農薬をまかんでもいいと。ほんでかがむ必要ないんやね。ローラーで土さえ動かしゃいいわけですから。そこへ植えて、ですからかなり福井の病院へね。年間の価格も平均なんです。上がり下がりがいいんです。何が一番病院の調理員さんがいいといたらね、虫もいないわ、農薬もついてないんで調理のほうで安心して患者さんにできるとかね。何かそういうふうな、もっとすばらしいことをやっているところがいっぱいあるわけですから、

その情報を今さら農協さんに言うたって農協さんはなかなか動かんでしょうから。それはそれとして情報で。何も農協が悪いとは言わないですよ。別に頑張ってるとも言わんけどね。まあそういう部分で情報を集めて、どんどん意欲のある人にやってってもらうと。みんな笑ってるけどね、だってJAに、あれでしょう、営農指導員なんていないわけでしょう、いい作物つくれって言いながら。現実。だからそういうことをやってるから、国からああいう組織変更をせいでなるわけですよ。当たり前のことですから。そういう部分で、まだまだ細かいところ、やりや幾らでも出てきますって。そういうことでヒントだけしときますんでね。

ほんであと、また話変わりました、予算の編成のときに、私も社協の福祉まつりの委員やってるもんですから、ちょうど行政からの回答書をね。予算反映事項はこんなもんでしょうけれども、その中で福祉まつりについては、平成25年度では540万円の約3割の159万円を補助してますと。そういう云々あって、それから2分の1を補助、でも実際は最近3分の1でしょう。今後は、事業規模の見直しは会場設営方法について改善について協議してまいりますってね。もう第1回目の実行委員会をやったんですよね。どうやるのか、去年と同じような形でいいのか、実際今の行っている場所が適正なのか、あるいはテント等の見直し等はどうかというさまざまな意見でやってるんです。行政で見たら、事業規模の見直しや会場について改善について協議してまいりますってね、そんなに行政が自分たちで全部したかったら自分たちでやりやいいじゃないですか。でしょう。

じゃ、例えば町のやる燈籠ながし、みんな出店してるでしょう。あのときの事業収益のもうけは全部その出店する団体あるいは個人のもうけなんですよ。社協の場合は、あの出店してるときは。

例えば私、去年、焼きそば2時間で500食つくりましたがね、焼きそばとか肉とか野菜等は社協が全部持つんです。その中の収益金は全部社協へ寄附するんですよ。ほんでみんながボランティアでやって汗かいてね。同僚の議員はあの式典のときなんか椅子座ってるけど、私一生懸命汗かいてて。つくってたわけですから。そういう人たちがいっぱいいて収益上げてるときに、その収益を抜いてって言うたらどうするんですか、ほんなら。だから実態をちゃんと調べて、どういうふうな運営でそれをしてるのかっていうことを確認した上でやれって言いたじゃないですか、12月も。違いますか。だって、この福祉まつりの運営委員、大学生も入れて全部ボランティアですよ。あとは社協の会長、副会長2人もそうですけれども、事務局は一切口挟みませんから。

ですから、そういう実態を知らないで今から協議しますってことは、もうやる日も決まってるんですよ、6月。何を協議するんですか。その見解を聞く。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） まず、今ほどの事業規模とかといったことでございますけれども、町のほうで昨年、社会福祉協議会さんのほうに実際のその補助金につきましての町の 検査という形で見させていただきました。

その中で何がと申しますと、まずちょっとございましたのは、例えばテントとかそういった規模をどうのこうのではなくて、テントの見積方法とか、それとか発注方法についてもう少し見直し、言葉がちょっとあれなんですけれども、そういった部分で見直しをしていただきたいということで、町といたしましても実際やっていただくのは社会福祉協議会さん、またボランティアの方なので、その事業規模というところではなくて、当然テントがあればテント屋さんにお金を払います、椅子であればそういった椅子の設営の方にお金払います、いわゆるそういった発注の仕方につきましていま一度再考して、少しでも経費の削減をしていただきたいという思いでこのような形で書かさせていただいた次第です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それだけ聞いてても全然実態わからんというのは、例えば籠ながしで使うテント、社協とテントの意味合いが違うんですよ。社協の場合、障がい者の方も車椅子で十何組来るんですね。ですから私みたいに、前の日に行って机を並べて、どこで障がい者の車椅子に座っていただく、もし万が一、雨が降ったときに雨がかからないような、そういう細かいところまで配慮する。そうやから、すき間がないようにね。だから去年からお金がかかるというのは、舞台と一体のあそこが空間になると障がい者の方のいるところがないんですよ。ですから本当に人に優しい、障がいのある方も普通の人もともにその場を楽しむということであれだけのお金がかかっているんです。ですから、決して社協やからぜいたくなテントを使っているとかってことは全くないですよ。当然ことしも指摘を受ける前に入札と。テントのほうは必ず複数からとるようというふうにちゃんとしてますから。こんなところに書かなくてもですよ。

ということは、去年30万ぐらいこの事業費でオーバーしてるんですよ。だから30万円オーバーした理由は何やと。当然行政であろうが社協であろうが、管理会計みたいなもんでちゃんと予算を組んで、その中のことやからちゃんと説明できるようにしとけという形で、それはちゃんとしてありますから。ですから、

ちゃんと実態をやってね。指摘するんなら、この文書というのがね。このままやると、何かいかにも無駄遣いやってて、いかにも何かがあるようにとってまうんですよ、知らない人は。

ですから12月もちゃんと言うたじゃないですか。今度の場合は、方向性は現状維持というね。前のときも全然違ったもので書いてあったけどね。だからここは、議会はいいんですよ。どっちみち何も中身わかってないですから、好き勝手なこと言うて好き勝手に上げるだけです。行政ということは、ほかの町民全体に対する説明なんでしょう。議会はそれぞれの意見があって、それはいいですよ。あれは減らせて言う人もいりゃ、ふやせて言うのも。ほうやけど、行政のここへ出てくる書き方っていうのはそんなに甘いもんじゃないですよ。

あとどうするんかだけ、ちょっと聞きますわ。あんまりしつこくやると大変やろうから。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 町といたしましては、社会福祉協議会さんのほうに、例えば先ほど言いました相見積をとるとか、そういった形で。また、あともう一つありますのは、やはり契約事項等をきちんと明確にしておいてくださいということで、いわゆる補助金の適正な執行をお願いしたいということをお願いしてしますので、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） そこで、最後ですけど、よく契約の問題。例えば全部安くしようと思ったら、一括で発注すれば安くなるんですよ。ほうやけど社協の場合は、例えばマイクの放送でも地元の業者を使ってくださいとかね。そういう部分では材料も地元から買うようにという形でお願いしてあります、買えるものはね。ですから、そういう部分では、それは何でもかんでもね。逆に、坂井市のある業者ぐらいに言ったら、全部一括にしたら恐らく1割から2割ぐらい下がるんじゃないですか。って聞いてますから。だけれども、それは違うでしょうっていう。町民がやっぱり多少ね。永平寺町にしたってそうでしょう。じゃ、文具品でも、全部こんなもん、インターネットで買ったら安く買えるはずですよ。そんなことやったら、地元の業者なんて食べる ないじゃないですか。そうでしょう。これが何割も高きゃ別ですけどね。5%や10%、1割ぐらい高くて町民に喜んでもらったら、そこは採用すべきやと思いますよ。って私は思います。

ほんで、契約書云々というのは、ずっと最後まで誰をどうするかというのが決

まらんのやっつね、スケジュールがあるんで。決まるのが20日とか1カ月前でぎりぎりなるんですわ。そうすると、その相手が誰を指定するかによって出演料が違うんですよ。ですから、そういう部分では、この事業をするとところと契約書を交わすというのは非常に厳しい面があったことは事実です。ことしはどうなるかわからんけど、その辺はくれぐれも行政から指摘がないようにね。あと終わった後もちろん総括はしますから、そこはしっかりと押さえときます。ですから、何回も言うんやけれども、無駄遣いは一切してませんから。

どうしても行政が納得できないということであれば、福祉まつりの必要性があるならどうぞ行政でやってくださいと。だって、福祉まつりやったって町の職員一人も来てないでしょう。挨拶に来るだけです。全部ボランティアでやるでしょう。ほかの燈籠ながしでも食のフェアでも何でも全て町でやる場合は全部、町の職員総出で出るじゃないですか。だからそれぐらいみんなの、ボランティアをちゃんとお願ひして気持ちよくやってるわけですから、その辺のことも実態もよくわかった上で指摘するなら指摘してください。これはこれ以上はやめますわ。

じゃ、次、3番目のボランティアセンター設置ということで。

町としては、町長の施政方針でもボランティアをつくり上げたいというか、大事に育てていきたいというのがありましたけど、今、担当の所管の課長はどういうふうな位置づけでボランティアセンターの設置を考えているんですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） まず、ボランティアセンター設置の必要性ということでございます。

皆さんよくご承知だと思うんですけども、阪神・淡路大震災とか東日本大震災、こういった被災に遭われた各地域におきましては、いわゆる災害ボランティアセンターというものが設置されてございます。災害ボランティアセンター、皆様ご承知かと思えますけれども、連絡調整や情報収集、またボランティアに参加してくれる他自治体からの応援、それと当然受け付けをしてどうした現場に配置していただくといった災害復旧のための相互連絡箇所という大きな役割を持っているかと思えます。

もう一つありますのは、ボランティアセンター、近年、地方分権が提唱されまして、地域の創生、そのためにはいわゆる住民参加によるまちづくり、そのためにはボランティアとか町民活動といったものが絶対必要であろうと。ボランティ

アといいますとどういうものかといいますと、正直言いまして他人のためにやっていただくというのがボランティア。町民活動といいますと、基本的に自分たちの活動ではあるものの、その延長線上にはやはり他人に対するボランティアというものがございます。

永平寺町におきましては、こうしたボランティアセンター、いわゆる福祉行政だけではなくて、これからの高齢化社会を地域で支えていく上においては、サロンの方もそうですし、いろんなボランティアの方の支えがなければ社会の形成ができないということで、ボランティアセンターは今社会福祉協議会のほうに置かせていただいているんですけども、今後はその地域力を高めるためによりボランティアセンターの強化を図っていきたいというのが思いでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） ボランティアセンターも、今までの協議で、狭い意味でいくと課長の言うとおりになんです。ですからボランティアの中にも、一般的にいう無償と、またあるいは特定の目的を持った有償と両方ありますから、それは広い意味でいえばNPOもそうやしNGOをそうやしね。

ですから、ここで、永平寺町でボランティアセンターをつくるときに、今みたいな災害に対応するような一つのもの、それからあるいは福祉の、こんなことはまず無理やと思うけれども、福祉政策でボランティアを訪ねてやれといったって現実的には無理やと思うんでね。それから、あるいはサロンみたいなところへ行ってお手伝いするのもそうやし。ですから、今現在、永平寺町では何が不足してるのかな、あるいは将来どういうふうなボランティア組織をつくるべきやということを確認した上でセンターを設置すべきやと思いますよ。僕はこれ早くつくらなあかんと思いますよ、当然。そこは目的が一つですから。

だからそういう制度があったときに福井県でも、課長、知ってる？ 災害があったときに、今までは災害救助に行っても全て自分持ちだったでしょう。最近は、あるところでは交通費等はある行政が持ってるんですわ。ただし、食事と旅館代、これは自分でやってくださいと。だからそういう部分での考え方もあってもいいんですよ。毎年何百万とか何千万とか積まんでも、一定のお金を積んでおいて、緊急になったときに、とにかく行くだけ行ってくださいと。交通費がなきゃ行けんわけですから。だから今までの考え方にとらわれることなく、ちゃんとやっばりやっていったほうがいいと思いますよ。何かあります？ 聞いて。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 現在、ボランティアセンターそのものは、先ほど言いました社会福祉協議会の中に一応事務局という形で存在している。ただ、事務局がありますけれども、ボランティアセンターって、いわゆる箱物って言ったら大きさですけれども、そういったものは現状としましてはいろんな施設の会議室を使ってボランティアの方々が集まっているという現状でございます。

ただ、やはりボランティアセンター、これから輪を広げていこうとした場合には、そこを独立した施設にするのか、例えば、松岡の方々がボランティアセンターと言ってやすらぎの郷の中に行くというのは、なかなか行けないとかという声も聞いてございます。

ただ、専任のセンター職員をつくるのか、また併任のセンター職員とするのか、その辺につきましては、平成30年には障害者スポーツ大会もございまして、ボランティアの育成というのが当然必要になってまいりますので、今後、まず人材育成というものを念頭に置きながら、そしてその場合の運営方法といったものを社会福祉協議会ともお話をしながら、どういった形で設置、設営していくんかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） そこで、包括支援センター、これ見ると何か動かしたいというのが書いてありますけれども、それは行政の執行の判断ですから私それに対してどうのこうのとは言いませんけれども、そこはやっぱり社協と十分密に連絡をとりながらね。

一番これのネックっていうのは、行政がそれぞれの福祉関係の出せる情報を個人情報によって遮断してるんですね。故意とは言いませんよ。現実的にどうしようもないんやね。じゃ、福祉マップをつくると。つくるだけでも、ひとりであるのか、老老なのか、その情報はとれないんやね。まず行政出さんから。でもコンピュータの中にはその情報は入ってるでしょう。だから一番いいのは、全体じゃなくてもいいけれども、松岡なら松岡の自分のところの福祉委員とか民生委員さんがかかっているその地図だけで、地図に色別で落とせばすぐわかるんですよ。ここは老老やとか、ここは入院している人がいるとかね。だからそういう情報がなけりゃ、格好よく見守りしてほしいとか、あるいは認知症、痴呆症が出てきたからわからんと言ったって、情報のとれないものはチェックのしようがないです

よ。これも何年も前から指摘してるんですよ。だからもう一度改めて、その辺のどこまでの情報を流すのか、流せないのか。

じゃ、認知症について、「うちのどっか行ってるんだけど。わからんけれども」と言うて、「じゃ、名前公開してもいいですか」と言うて言わなかったら当然探しようがないでしょうよ。そしたら、前もって「そういう症状がある人には、公開するときには情報公開は適用されませんよ」と言うぐらいのシビアさがなけりゃ、それは安心した永平寺町なんてつくれませんよ。行政の担当者は、「俺の個人情報どうするんや」とって後で怒られたときに嫌やからただ捨て置いてるだけだね。そんなんでは解決ができないですよ。

じゃ、最後に、4番目へ行きますかね。

観光を活用した、活性化策というんですね。またもう一つは、今盛んに言われてますけど、B級グルメみたいなものをみんなつくって、それで一つのイベントをして全国から来てもらって、そういうなのもおもしろいと思うしね。去年ですか、あれ、とんちゃんか何かやったとかね。別にとんちゃんのまねする必要はないと思いますけれども、そういうふうなことを念頭に今の現状をね。

じゃ、永平寺町へ来てるといふ観光客の動機っていうのは一体どういうふうに見てるのかなということをちょっと説明を求めます。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 本町にお越しになる皆さんの動機ということでございますけれども、近年の旅行形態について申し上げますと、これまで団体旅行が主流でありまして個々の観光が主流が今というふうな状況でございます。

例えば大本山永平寺へお越しになるお客様に対して、永平寺という独特の世界観の中で自分を見詰め直す、また心新たにされるという方が多くおられて、日常生活とは違った世界観を感じることに魅力を感じているというふうなことを承っております。また、九頭竜川には変化に富んだ釣り場としてのだいたいご味とか、良質のアユを求めてこられるということ。また、サクラマス釣りにつきましては、簡単には釣り上げられないというふうに分かってはいる中で、かすかに釣れたらいいなという期待に胸躍らされて遠路はるばるお越しになっているというふうな方もおられるということで、お越しになる皆さんが体験をして、自分がそれをするによって得られるものに新たな価値観を見出し、魅せられているということが大きな動機やと認識しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 私も、今課長言うように、例えばある温泉なんかでもお客が来ないって言って騒いでたんやね。 20年前からあるおかみに「もう今さら団体は来ないよ」と。ということは、その当時、行政はどうかのとは言いませんけど、民間はほとんど景気の一番いいとき、僕らが若いときというのは全部会社が持ったんやね。忘年会の温泉行く旅行、新年会でしょう、途中で社員旅行、あれ全部会社持ちですから。それがだんだん厳しくなってきた、半分だけは会社が負担するとか。最近はまだ会社持たんのやね。そうすると、自分のお金使って行きたくないところなんか誰も行かんわけですから、当然おのずから団体で減るに決まってるんやね。それから、温泉で泊まっても、今、トイレがない部屋なんてまず泊まれませんからね。それでも改装がおくれたんやね。ですからタイムリーに、先にどんな動機でここへ、永平寺町に来てるのか。サクラマス釣りにくるんならくるんで、車で来たときにあんな河原の危ないところでやるのがいいのか。吉峰ではキャンプ場も車のほうでできるところも検討してるということですから、そういったこともぜひ早急に進めてほしいと思いますね。

今、アユ釣りの人に聞くと、一番欠けてるのは何やと思います？ どこへ泊まっていいかわからんというんやね。伊藤さんのところ、1カ所はありますけれども、じゃ、例えば、永平寺町でどこでどれだけの金額で泊まりますかという情報を、禅の里もかなりお風呂に入ってくるといいますから、それならそういったことをちゃんと、これは商工会の問題なんだろうけど。そういったものを、民宿であれ何であれちゃんと提供する。食事がつくのかつかないのか、そういったことがないよね。じゃ、アユ釣りに来て、早く来てもう疲れたからというんで浄法寺のあそこへね。男三、四人で来てるわけですからね。あそこで泊まったって1泊1万2,000円なら1人で3,000円ぐらいでしょう。それかって十分可能性があるじゃないですか。だから視点も全然違ってるとし、考え方も違うし、行動はないしね。誰とは言いませんよ。ここはシビアに自分のところのものをもう1回見てくださいよ。また、ことしの6月から9月まで見りゃ、汗かいたかどうかなんてすぐにわかるわけですから。

それから次に、今、私もこう言いながらそうなんですけれども、永平寺町のアピールする、あるいはアピールできる美点、これをテレビを通じて、ああ、そうやなというのが多分、共鳴ができるような説明をひとつ求めたいと思います。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 永平寺町のアピールできる美点は何かということで、これも今までの答弁の中で述べさせていただいております。いろんな誇れるもの、自然とか歴史、文化があるということで今までも答弁させていただいておりますし、その主なものは何かというと、大本山永平寺であり、禅であり、精進料理であり、九頭竜川であると。そしてまたアユとか、そういうふうな全て永平寺町に来ていただいて、体験して、感じていただいて、それがブランドであるなり美点であるというふうに認識しています。要は、何ら手の加えられてないものを自分で体験していただいて、そこで永平寺町を身近に感じていただくということが私は美点やと認識しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） じゃ、次に、永平寺町が自慢できる食という、これについてちょっと説明を求めます。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） この点につきましても、アユとかソバ、葉っぱずし、酒、ニンニク、タマネギとかピクニックコーン、レンゲ米といろいろ、これも今までお答えしている中で申し上げているところでございます。これについても皆さんも認識は同じと考えております。

また、永平寺には伝承料理などもありますし、また精進料理につきましても大本山永平寺に脈々と伝わる食の精神でもあります。これらが世界に誇れるものと考えております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、これ提案ですけどね、伝承料理を残すことを一つやったらいかかかなと。ただ、私、福井の女性の団体で50代ぐらいに聞くと、その人たちは結婚式のとくに本膳、それに一の膳、二の膳、豪華やと三の膳まであったんですね。そういう料理があったんです、間違いなく。それを今、多分、名前言うところちょっと語弊ありますから言いませんけれども、昔からやってる魚の料理屋さんのそういう人たちはまだ持ってますよ。材料どんなものを使って、どんな料理をつくったかっていう。それを四、五十万かかってもね。大体1点当たり10万から15万はかかるでしょうからね。それをつくって、つくり方から全部ビデオに撮らせてもらって、それからどの調味料をどれだけ使った、それからどれだけ煮た、焼いた、時間ね。これはもちろん大きさにもよりますが。

それをきれいにやって本膳でやって、それを残すと、例えば10年、20年後しても、いや、昔の永平寺町。多分、上志比と旧永平寺町と松岡は若干違うと思いますよ。違うのと一緒ですから。

それから、煮豆の名人とかいっぱいいるでしょう。山菜の煮方のね。特に85ぐらいから元気な人、こういう人にも地域の中で来てもらって、その人につくってもらってそれを残すと。これもぜひやってほしいと思いますね。しかも海外から禅で来たときに、「これが古来伝わる、いにしえから伝わる我が幻の料理です」ってね。やったら、今の中国人だったら50万や100万になっても構わないといいますから、食べたいと言うんだから。ですからそういうためにも、後世のためにこれだけはぜひ検討をしてやってほしいと。だって、私も食べたいもんね、1回。たとえ1人3万ぐらいかかってもね。

お膳でもまだあるでしょう。多分永平寺町でやると、めでたいときは赤いお膳でしょう。法事なんかはちょっと黒っぽいよね。多分捨てるないところもかなりあると思いますから、名家行くと蔵に大概持ってますよ。それをお借りするなり寄附してもらうなりしてね。漆ですから、それもまた大事にして後世へ伝えていくと。こういったこともあわせて検討してほしいなと思いますね。

それから、自慢ができる食、5番の新食品もそうなんですけど、最近タマネギってすごいでしょ。新しい商品で、最近酢に漬けると血圧が下がるとかね。15年ぐらい前は千葉県の農協でワイン漬けにすると確かに血圧が下がったとかね。その時代、時代に応じてすごくあるんですね。二、三年前は小さなタマネギですかね、あれ電子レンジでやってどろどろにして食べると物すごく健康にいいとかってね。これ都会で物すごいのはやったんですね。

だから、そうやって見ると、1回商品開発するとき、そんな今までみたいな同じ組織で同じ顔ぶれ見て何かやれっていったってできんのやから、この際、もう町も、一定限度の助成金出すけれども、みんなでひとつ考えてくれんかと。そのかわり、これは町の税金ですから、できた商品はそれぞれの事業者全部公平にちゃんとオープンにすると。特定の人だけがもうけるために税金使うわけにいかんですから。そういう意味でそれが広がると、永平寺行ってどこへ行っても同じレシピで材料もほとんどおんなじでしょうから、いいものができ上がるんじゃないかなと。こういったことも今までのことにとらわれんと、ぜひチャレンジしてほしいなと思いますね。私もそういうときには一生懸命チャレンジしたいなと思いますね。

そういうことで、今の件で答弁何かありますか？

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 伝統料理を後世につなげていく、それは本当に大切なことだと思います。例えば葉っぱずしのつくり方であったり、京善のから大根とか、精進料理はちょっとご本山が教えてくれるかどうかわかりませんが、そういった本講さん料理とかゼンマイの炊き方、いろいろ郷土料理の継承ということは本当に大切だなと今ご提案いただいて思いましたので、今度何か取り組んでいきたいと思えます。

○1番（上坂久則君） 以上をもって終わります。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

4時25分より再開いたします。

（午後 4時14分 休憩）

（午後 4時24分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、3番、長谷川君の質問を許します。

3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 3番、長谷川治人でございます。

私は、通告に従いまして一般質問をお願いします。ワンピンポイントで、1点で用意しましたんでお願いいたします。

自主防災組織強化事業を図る上での地区組織の代表についての件でございます。

各集落には、防災に関する詳しい人がたくさんおられます。私は、自主防災組織代表には特に、中には消防職、それから団員のOBたちがたくさんおられると思ひまして、そういう人たちにやっていただけたらいいのではないかなど。そのためには行政の後押しが欲しいなど、そういうふうに思っております。組織強化を図るという意味でございますので、今までのような形でなくて、本気、やる気のある人員体制が重要だと、そういうふうに思っております。そういう意味での質問でございます。

ただ、誤解のないように申し上げますけれども、どうしても消防の職員のOBとか団員のOBでないということを行っているわけではございません。ほかに適任者がおられれば、それはそれでよいということですので申し添えておきます。

平成27年度、今年度当初予算の自主防災組織強化事業として報償費151万6,000円が計上されています。自主防災組織の代表者が中心となって継続的に活動ができるように組織強化体制を図るために代表者の報償費を創設したということでございます。

そこでまず、自主防災組織について。これは以前、私ども東古市区の例の場合を若干お話しさせていただきますけれども、平成20年10月1日に組織が設定されております。初代の代表の隊長として、今ここにおられます伊藤議員がまず最初の代表ということでおりました。引き継ぐ形で私が平成24年5月1日に受けて現在に至っているということでございます。伊藤議員につきましては別ですが、私としては、果たして十分な仕事ができただか疑わしい部分があります。そこは各集落も行政側も含めて一枚板ではなかったかと、そういうふうな部分も感じております。

また、過去の、これは永平寺中地区のみのことを申し上げますが、永平寺中地区組織連絡協議会の委員を見ますと、平成24年度では、9地区のうち、区長が8名、それから代表が1名と、これも区長になっておりますが、現実的には全員区長になっておられました。それから平成25年度は、区長が7名、それから代表が2名と、そういうことで区長さんが7名になっておられます。26年度はちょっと私どもわからなかったんですが、恐らく変わってないんだと思っております。毎年かわる区長さんがほとんど代表になっておられます。これが悪いとは私ども申しておりませんが、行政からは、以前の防災組織のときにおいても、複数年継続的に担っていただきたいということはかなり以前から申し上げておりましたという話がありましたけれども、なかなかそういった適任者が、私が勝手に適任者と言ってまうと悪いんですが、そういった適任者がついていただけなかったと、これが現状でないかなと、そういうふうに思います。

失礼ではございますが、自主防災組織という看板の組織で、ただ今までの区長さんが悪いというわけではございませんけれども、活力にはいまいち乏しかったかなと、そういうふうに感じております。この部分を行政側も、多分そういう思いを持ちながらそういうことだったと思うんですが、今回、活性化改善のために本気で組織強化体制を図りたいということだと思っております。

そこで、平成27年、ことし、自主防災組織の代表についてですが、行政のほうでは第1回の区長会でも説明されております。また、2月6日付で区長会宛てにその依頼が提出されております。内容的には、今後、自主防災組織の代表者に

ついては、可能な限りと添えておりますけれども、1つは防災活動に積極的にかかわる方、それから2つ目は長期的、継続的に担っていただける方をお願いしたいということでございます。期日は平成27年3月6日となっております。私は、行政の一方的なその通知依頼だけでは、何ら今までとはちょっと変わらないと思うわけでございます。こここのところをひとつ行政からも後押しをぜひともお願いしたいと、こういうわけでございます。期日が3月6日ということで、きょうは3月2日ですから、各集落によっては既に代表者の届け出がされておられるかとも思います。

そこで、現時点でどういったお方がおられるのか。もし差し支えがなかったら教えていただきたいなど、そういうふうに思います。もし行政がお願いしているような適任のある人たちが提出されておれば、私はこれ以上申し上げることはないわけですが、ただ、東古市区についてはまだ提出はしておりませんので申し添えておきますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、自主防災組織の、この組織の立ち上げと申しますと、先ほど議員さんおっしゃったように、22年の10月1日に設立されたということで、大変申しわけないんですけど、これにつきましては、まず行政のためにつくったものではないというのは、これは十分ご理解していただけるかと思えます。これは行政も、災害の規模に応じては各集落にわたって救助活動とか、また災害の対応に行くことができないと、そういったところから、やはり自主防災組織の活動が非常に重要になってくると。これは今までもお話しさせていただいているとおり、自助、共助の観点から、しっかりと集落の皆さんの手でそういった形を取り組んでいただきたいということが目的でございます。

また、先ほど議員さん歴代の議員さん、歴代って言うとあれですけど、伊藤議員さんと長谷川議員さんになられて、それで24年から議員さんにかわられたとおっしゃっておりますし、また今年の避難準備情報に、最初は議員さんみずから、そういった代表者であることから避難場所に赴いていただいていたといったことから、非常にありがたく感謝しているところでございます。

それで、私、区長会で申し上げさせていただいたのは、代表者を選任していただくことによって、選任って、区長さん以外の方で選任していただくことによって、やはり組織の強化、充実、そういったものを図っていただきたいという気持ちを非常に強く思っております。そういった観点からお願いをしたというところ

でございます。まず27年度につきましては、決まっている代表者の方を全て変更して改めてということまでではなかったかと思えます。もし今から決められるようでありましたら、先ほど議員さんおっしゃったように、長期的にできる方あるいはそういったリーダーシップを発揮していただける方をお願いできないかという観点をお願いを申し上げたところでございます。

今の2月末現在で申し上げますと、町内の全90組織のうち59組織から届け出をいただいております。その中で、59組織の中で36組織が区長さんが兼務です。23組織において区長以外の方が代表者になっていただくというふうな届け出をいただいております。ちなみに、その中、23組織の中の13組織の中で消防、消防団OBの方が代表となっております。ちなみに、平成26年のことを申し上げますと、90組織の中で区長さんが兼務をされているのは53組織ございました。区長以外では37組織。その37組織のうち10組織が消防とか消防団OBの方がなっております。今、徐々にそういった形で、先ほども言った数字の中でも13組織。既に3組織で消防団のOBとか消防のOBが去年の比へてふえてきたといった形になってございます。

今後、先ほども申しましたように、災害時には自助、共助がまず一番大事なことでありまして、自主防災組織の目的は、まず地域の皆さんで守っていただくというものを前提に運営を地域主導で行うのが非常に重要かと考えております。そういった観点からも、できましたら趣旨ご理解の上、そういった代表者を選出していただくよう、あわせてお願いしたいというふうに思っております。本年だけではなく、また来年に向けたという一つの足がかりとしてそういった代表者の選定をどうかひとつお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 今、総務課長のほうから答弁がありましたけれども、消防のほうからも。

自主防災組織90地区設置していただきましたけれども、何回もご報告申し上げますが、やはり地区によってかなりの温度差がございます。それで、まず本庁のほうと相談をさせていただきまして、専任の隊長さんを選んでいただいて、我々がまたご指導、教育をさせていただきまして、その重要性をよく理解していただいて、各地区でそういう人が育ってきて。それからまた、8地区で協議

会立ち上げてございますけれども、これはまたほとんど機能しているものは少のうございます。まず90地区の自主防災組織の隊長さんがそういうリーダー格でしっかりやっていただいて、それから、協議会がございますので、協議会に来ていただいて、そこで本当にブロックごとの訓練とかそういう不断の教育をさせていただきます、有事の際に最終的にその協議会の中でそれに対応していただくという、最終目的はそれでございます、そういう体制づくりを、1年かかるか2年かかるかわかりませんが、地道に積極的に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 今、消防長のほうから結構温度差があるというふうな話も聞きました。

全体の話はお聞きしましたが、中地区は9地区ですか。この中地区は今のところどういう状況になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 中地区は、まず山地区のほうの中地区ということで加入をお願いするということになりましたので、10地区という考えで回答させていただきますと、今のところ、10名のうち、区長さんが4名出てきております。それと、区長以外の方で3名、残り3地区がまだ未提出という形になってございます。今までとは若干区長以外の方がふえてきたということで、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） るる総務課長のほうからご回答といたしますかね、自主防災組織のあり方といったことを話お聞きしています。これは区長会宛てにも送っている資料ですが、言われているとおりでございます。それはもう十分私どももお聞きしておりますし、理解もしております。

ほんで、実は少々OBの方も若干、昨年、昨々年 ちょっとふえてきているようにお聞きしましたが、行政側につきましては、やっぱり今回組織強化体制を図るということで、リーダーの要件として、今総務課長が申しておりますけれども、区長会の資料を見てもチョコボで8つほど掲載されております。これがどれだけ満たされているかと。私どもは3点申しまして、ちょっと申し上げ

ますと、1つ目は特に防災の知識があって関心が高いか。それから2つ目に、非常時の現場の状況を取り仕切る力があるか。それから消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵があるかということで、特に3点だけ申しましたが、まさに消防OBを含め、消防行政に携わっておられる方々がみんなふさわしいということは一目瞭然でないかと思います。そういったところでは少々、今話お聞きしますと、OBの人が若干ふえておられるということでございます。

少しちょっと、私もせっかく書いてきましたんでひもつきさせていただきますが、永平寺町の消防本部からの平成26年度版の消防年報の中から永平寺消防OB会を見ますと、町の消防団の正副団長、それから分団長及び消防本部消防職員の課長以下の職にあって退職した者が、会長1名含め27名。25年版も27名と。このOB会の事業の趣旨といいますか、それも消防行政の後方支援に関することを明記されております。

実は、消防年報には記載してないんでわからないんであれですが、各集落においてはOBの消防団員がおられます。人数はどれくらいいるんでしょうかね、お聞きしませんが、消防団員のOBの方々も当然、申すまでもありませんが、町民の人命、それから財産を守るための安心、安全のために地域の防災力及び自主防災組織の育成、指導など、多種多様な消防力を育てておられます。何年か修練を積み重ねてこられた精鋭の方々ばかりであります。こういったすばらしい方々がおられると。こういった方たちこそが自主防災組織の中に入っていただいて、牽引力を大いに発揮していただくことだと思います。まさに行政側もそういった狙いがあるんだろうと思います。

さきも申し上げましたが、自主防災組織代表者は、行政の一方的なお願いだけで、もちろんこれは何のための自主防災組織かというのは、先ほど総務課長も言いましたように、区長会の資料等にもここに書かれております。住民の自主的な活動、これがまず大切だと思います。このところも理解できます。

ただ、これは以前の組織のときもそうです。基本的なことは変わってないと思います。しかし、この組織リーダーを、他の地区はほんで、中地区見ますと4地区ほどが今OB会というふうなことでなっておりますけれども、なかなか。私どもの地区の話を言うと非常に恥ずかしいことになってしまうんですが、もっと広く当たって進めば、これは中にはおられることがあるんかもしれませんが、なかなかリーダーを担っていただくことが難しいところがあるわけですね。本音を申し上げますと。そういうことがありますんで、特に行政の、いわば行政にみん

なかづけようという話をしてるわけじゃないんです。応援をしてくれと。私どもも一緒になって歩くのは当然だと思っておりますし、そこのところをひとつ、行政の応援をお願いしたいということが私どもの願いであります。

餅は餅屋、ほんでノウハウのある方、消防本部、それからやっぱり団員のOB、ここあたりが、できたら最高に私どもはいいなと思っておるわけで、中地区見ますと、まだ少し、3地区ほどがまだできてないというような話をお聞きしますが、とどのつまり、なかなか難しい部分があるとなればそこらあたりの応援のほうもひとつお願いしたいなど、こういうことが私どもの願いであります。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、先ほど議員さんおっしゃったリーダーの要件というのは、これは本当に理想的なものであるというふうに考えております。こういった防災の知識があり関心が高いとか行動力があってという、そういった8点の要件に合致する方というのは、本当にいけばもちろんのことなんですけれども、なかなか難しいということも私らも感じる部分がございます。ただ、先ほど消防長からも言いましたように、こういった要件を満たしてなくても、当然行政のほうはそういった研修等で違った意味でもサポートをさせていただくということは惜しまないというふうに感じているところでございます。

ただ、今議員さんおっしゃったように、最終的には地元の集落の中に入っていくお話もございましたけど、こういったところになりますと、ほかのところも全てそういうようなことも出てまいりますので。ただ、行政も違った側面からできる限りのことはさせていただきたいと思っておりますし、またご相談に乗らせていただきたいというふうに感じているところでございます。

まだ日にちはもうしばらく、若干ございますけれども、一応区長さんでもだめだということではございませんので、そういったところを十分配慮していただいて、提出のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 今の課長のちょっと補足になるかもしれませんが、今後の具体的な方向性と取り組みということでご説明をさせていただきます。

まず、永平寺消防OB会につきましては、これは任意の団体でございます、現在25名で消防団の元分団長以上、また職員は元消防本部の課長以上というので会員構成がなされておまして、平均年齢で70歳となっております。規約の

中でも、議員仰せのとおり消防行政の後方支援ということで、現在は、消防団、消防本部に対しましての行政上のご相談とかご意見を伺う程度となっております。

また、現在、既に退団された消防職団員の方々をリストアップしており、調査しているところをございまして、永平寺消防OB会の若手の人もございますので、その若手の と同様に、今後、年齢等も考慮しながら各区とご相談をしながら養成をしてまいりたいと考えております。

しかしながら、区によっては、さっき話もございましたけれども、そのような方がいらっしやらない地区もございますので、その区では本当に人望が厚く、地域で信頼される行動力のある方に担っていただきたいと考えております。また、行政といたしましても、この方々に自主防災の重要性、また必要性を認識していただくために随時リーダーの研修会などを開催してまいる所存でございます。

また、既に消防関係OB以外の方で長期的、継続的に自主防災にいただいている方には代表を担っていただきまして、自主防災活動の積極的に していただく仕組みもございますので、また見本となる地区につきましては今後表彰等も考えていきたいと思っております。

また、28年度、消防本部が移転することから、今年の4月より消防職員1名を本庁総務課生活安全室に出向させまして、自主防災の確立など、さらなる防災の連携を進めてまいります。12月議会でも伊藤議員にご説明を申しましたとおり、月日は若干要すると思えますけれども、本庁の総務課生活安全室とますます連携、一体となり自主防災組織を確立していただき、連絡協議会とつなげてまいる所存でございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） なかなかいい話が来られないんで、消防長も総務課長も話はきれいなんやね。本来、私どもが困っていることがわかって理解していただけないということが私非常に残念です。わかるんですよ。これは自主防災の組織ですから、中で一生懸命やらなあかんということはわかってます。それ以上言いませんけど、町長も今回防災の組織を強化するということでございますから、一言だけちょっと言うときますけど、こういうことがないようにね。

今、各地区の組織の体系がどういうふうになっているかは知りませんが、私は今、隊長ということになってます。よその集落も聞いてますけど、私ども、上に

区長があるんやね。区長があつて、隊長があつて、ほんで前回なんかもいろいろ会合があつても、私ども組織つくったときには二度出ました。後の会合のときに一度もかかわってこないんです。区長は行つてると思いますが。隊長は全然来てない。そういったことも含めて、きちつとした、これからはそれはないと思ひますよ。きちつとやつていただくと思ひますけど。そういったことのないように、やはりこの体制づくりがまず大事やなど、こういうふうに思ひます。それだけ一言申し上げますけど。

もう一つ言わなあかんけど、3月6日期日やで、さあ古市はどうしようかなと、こういうふうに思つてるんですけど、また相談させていただきます。

長いこと申し上げますが、住民の自主的な活動でございます。自主防災組織強化事業ということで、その活性化のためにはやはり、何度も言ひますけど、人員体制が非常に重要だと思つております。そのところを特によろしく願ひいたしまして、一般質問を終わります。もしありましたら、ひとつ願ひします。

○議長（川崎直文君） あらかじめ時間の延長を行います。

河合町長。

○町長（河合永充君） 自主防災組織、今ほどその案内が隊長ではなしに区長さんに行つてたというお話もお聞きしました。

この自主防災組織、例えば大きな災害が来た場合、東日本大震災の例を見ますと3日間ほどは公の援助が受けられない。その中で、やはり地域住民の皆さんで、共助の中で助け合つていただかなければいけない。そしてもう一つ、消防団につきましても、例えば被害の激しいところに集中して消防団が行つてしまう。そういった中で、やはり大きな災害のときにはこの自主防災組織の隊長となるリーダーの方の先導といひますか、そういったのが非常に大切になってくると思ひます。

また、去年は、避難準備を出させていただいた中でも、まず区長さんに連絡させていただきます。ただ、多くの区長さんが兼務されている中で、もう区長の仕事か自主防災組織の隊長の仕事か、1年でかわられる区長さんがほとんどですので、なかなかすぐに動けないということもわかりました。こういった中で、やはり新たな形で自主防災組織、地域のことは皆さんでまずは団結をもつて守るんだという意識を持ってもらいたいなという思ひがございます。

今議員仰せのとおり、人選になかなか大変なところもあると思ひます。側面から行政、しっかりとサポートさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしく願ひします。

○3番（長谷川治人君） 一言だけ。町長、ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

（午後 5時00分 休憩）

（午後 5時01分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日3日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願
いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 5時02分 延会）